

# 博士 学位 論文

内 容 の 要 旨  
お よ び  
審 査 結 果 の 要 旨

第 21 号

2021 年 3 月

熊 本 学 園 大 学



## はしがき

本号は、学位規則（昭和 28 年 4 月 1 日文部省令第 9 号）第 8 条による公表を目的とし、令和 3 年 3 月 24 日に本学において博士の学位を授与した者の論文内容の要旨および論文審査結果の要旨を収録したものである。

学位記番号に付した甲は、学位規則第 4 条第 1 項（いわゆる課程博士）によるものであり、乙は同条第 2 項（いわゆる論文博士）によるものである。



## 目 次

報告番号	学位記番号	学位の種類	氏名	論文題目	頁
甲第 70 号	博（甲）商 第 19 号	博士（商学）	王 賽	民泊産業の健全かつ持続的な成長 —Airbnb への考察を中心に—	1
甲第 71 号	博（甲）商 第 20 号	博士（商学）	渡辺 崇志	申告納税制度における更正の請求 の射程	9
甲第 72 号	博（甲）文学 第 8 号	博士（文学）	阿嘉 奈月	Effects of Extensive Reading on Japanese EFL High School Learners' Reading Abilities	24
甲第 73 号	博（甲）社会福祉 第 25 号	博士（社会福祉学）	竹下 徹	保育アクセシビリティを重視した 保育ソーシャルワーク実践モデル の開発	30
甲第 74 号	博（甲）社会福祉 第 26 号	博士（社会福祉学）	高松 美樹	がん患者当事者の「生き抜く」思 い ～インタビュー調査を中心に～	39



氏名（本籍）	王 賽（中国）
学位の種類	博士（商学）
学位記番号	博（甲）商 第19号
学位授与の日付	令和3年3月24日
学位授与の要件	学位規則第20条第1項該当
学位論文題目	民泊産業の健全かつ持続的な成長 —Airbnbへの考察を中心に—
論文審査委員	(主査) 熊本学園大学教授 喬晋建 (副査) 熊本学園大学教授 今村寛治 (副査) 熊本学園大学教授 波積真理

## 内容の要旨

本博士論文は、民泊産業の台頭、発展の内外要素および現況を俯瞰し、ともに Airbnb という会社の成長および経営戦略に対して全面的に探索的に論説をしたものである。研究の中心問題は『民泊産業は健全かつ持続的な成長が実現可能であるか』である。その成長可能性への検討について、3つの課題（後に紹介）に分けて検討していく。研究方法に、文献研究やフィールド調査に基づく実証研究を手段にする。その上で、定性的分析の方式と、商学分野諸理論を用いて、網羅的に文献資料や個人調査の結果を枚挙的に帰納して、オリジナリティを發揮しながら解説・判別をすることにつれて、理論筋に沿って演繹で結論を出す次第である。

以下に、7章から構成された本博士論文の研究内容および研究結果を紹介する。

第1章「序章」に、筆者は問題意識を述べて研究の中心問題および3つの課題を提出し、研究の計画と論文のあり方を説明する。第2章「先行研究レビュー」には、「民泊」、「Airbnb」、「持続的成長」といったキーワードを代表する研究対象、商学の概念と理論に関する先行研究を整理する。また、本博士論文の学術的位置付けを明確にする。後に研究対象と中心問題についての研究を展開していく。

第3章「共栄する民泊産業と Airbnb」には、民泊産業の形成および市場現状と、Airbnb のビジネスモデルや事業拡大のなりゆきを紹介し、両者間の共栄の関係を解説する。民泊は観光産業におけるある種類の新興のサービス形態と理解できる。民泊ビジネスは近年以来、

世界規模の観光市場にブームが起こっている。Airbnbは民泊事業の先行者でもあり、火付け役でもある。民泊産業と Airbnb は、揃っている歩調で同一事業拡大の軌跡を歩んでいて、共存共栄の関係が見られる。そして、民泊産業も同産業のけん引役としての Airbnb もすでに、急速で己のライフサイクルの転換期に臨んでいる。Airbnb は、民泊産業をより強い競争優位性および長期的収益性の備え付ける産業へ駆動していこうと、2016 年以降に新商品を続出させ、マーケティング活動も起業して以来の最活躍期に入っている。それらの発見を基に、けん引役の Airbnb がしているマーケティングや経営戦略上の取り組みに対する研究を通じて、民泊産業の健全かつ持続的な成長を検討する演繹的推論の合理的な基礎を構築する。

第4章から第6章までの部分は、順を追って民泊産業の健全かつ持続的な成長が直面している3つの課題に焦点を当てる。Airbnbの▽民泊を中心とするプライベートトラベル商品へのイノベーション、▽健全なツーリズムビジョンと世界範囲における実践、▽多角化に関する動向、といった Airbnb の対策と行動を考察する。それに対して、▽経験価値、▽共通価値創出、▽コア・コンピタンス、といったそれぞれの方法論でその作法や効果を検討した。

第4章に、第一の課題「I - 同業ライバルとの競争の勝ち取り、つまりホテル・旅館の抵抗力による生存の前提条件としての市場面からの試練」の検討に、Airbnbは良好な結果を出している。中世ヨーロッパの異人歓待のインと同等する仕組みで商われている民泊は、一般的なホテル・旅館より経験価値の充実程度が高い。加えに、ホストは経験価値のプロバイダーとして、プライベートトラベル商品ならではの快楽なエッセンスをより一層發揮してゲストに伝える。こうして、民泊サービスに新たに付加価値を付けることが実現した。Airbnbはこの魅力点を捉え、経験価値の創出を重視した「快楽民泊」のマーケティング、つまり商品開発で民泊と体験イベントを中心としたプライベートトラベルにまつわる商品ラインナップを構成した。この方向性が、宿泊市場の消費者全般に、満足度を向上させるし、消費意欲を掻き立てた。Airbnbは、民泊の形態に内蔵する特徴を、企業および民泊の宿泊サービス商品としての競争優位性へと転換させることに成功した。そのために、民泊がニッチ市場として定着することが促され、急成長も支えられた。今後も、健全かつ持続的な成長が期待できる。

第5章に、第二の課題「II - 社会における安定的な商業環境の獲得、価値創造や合理性からなる社会的受容性による複雑な社会面からの試練」の検討に、Airbnbは良い結果を出している。世界範囲において、法律違反・脱税・安全措置不備・近隣トラブルの課題を抱えている民泊営業と、違法な資金調達・独占の課題を抱えているプラットフォームの成長方式が問われている。その中で、Airbnbは、自由成長を揚棄して民泊産業に根を下し、長期的な利益を目指して、社会とともに共通価値を創出する戦略方向を沿ってマーケティングを行い、健全なツーリズムビジョンを描いあがり、世界各地で実践しつつある。CSVの達成方法と執行指針

によって、総合的に判断した結果、民泊産業の展開や発展推進に従うAirbnb対や社会対の影響は主にポジティブであり、持続的成長に加点することである。共通価値創出という「合理性」およびシェアリングエコノミーの「大義名分」でアピールしているAirbnbは、社会の理解および信用を獲得しながら、一部の市場における社会とのトレードオフ関係による自由成長と規制適応のジレンマを一気に乗り越えた。数多くの地域社会は理解や寛容を示し、ガバナンス側が規制緩和と協働提携で、市場側は起業参与と消費の拡大で民泊産業を受け入れている。最大の受益者であるAirbnbはこの方向を沿って努力するほど、健全なツーリズムビジョンにおける収益転換の好循環は成立する。それにより、民泊産業およびAirbnbの健全かつ持続的な成長を支えられる市場基盤が固まっていくと推論できる。すなわち、Airbnbは時間推移に沿って安定的かつ長期的な利益を収穫し続けるし、民泊産業を健全かつ持続的な成長へ導くことが期待できる。

第6章に、第三の課題「III - 動的環境と将来的潜在成長力の有無と戦略の適合性、新型コロナウイルスによるパンデミックをはじめとする世の中の新情勢およびダイナミックな発展環境による不確定な未来からの試練」の検討に、Airbnbは利用者コミュニティに依拠する多角化経営の試みによって、健全かつ持続的な成長への適格な方策を模索していく、楽観的に将来性があると推論した。ダイナミックな大競争時代にあり、加えてパンデミックの突発的な来襲の下で、将来に向けて、Airbnbが直面している外部環境の二大要項は、感染防止対策による業績の衝撃とインターネット業界に潜む代替者による脅威である。更なる成長を目指して、Airbnbはここ数年間、同業または関連サービスの業者計21社をM&Aで、業務改善や事業拡張に補っていた。また個人向けから団体向けへ、宿泊から飲食仲介へ、サービス仲介から理念発信へ、民泊仲介から民泊開発へ、市場の更なる開発や新業種の試みを積極的に取り組んでいる。それは、Airbnbのかつての高効率な市場浸透と開拓、タイムリーの商品開発ができる要因となった。ともに、多角化の胎動に値する。コア・コンピタンスの理念に準じて、潜在成長力を持つ400万人規模の利用者コミュニティを、コア・コンピタンスに基づく多角化の基盤として生かすことが、将来に向かう成長を継続させることに大きく寄与できる。利用者コミュニティに、経験価値優先派とコストパフォーマンス優先派という2つの陣営からなるサブセグメントが内在する。さらに、利用者集団は消費内容に現れる包括性と、利用者個人サークルへの波及効果を擁する。利用者集団のノウハウを活かした技術関連多角化と、マーケティングの波及効果が大きい水平的多角化への展開は成長効果が見込められる。単なる従来型のOTAへと向かえば無茶な成長の罠に陥ることを避けるべきである。Airbnbは、健康的な価値観やライフスタイルに向かうドメインに集中し、商品の量と質が保証されるサービスシステムを構築できる企業へ、さらに需要と供給を共に創造・拡大し続けることの出来る完成

態な「OTA2.0」へと成長していくことを期待する。

第7章「終章」には、前文の考察による発見と検討結果をまとめて結論を出した。総括的に言わば、Airbnbは外部の市場競争、新興産業に対する社会受容性の試練を乗り越えようとしつかりして試みている。社内のコア・コンピタンスを活かし、さらなる成長を企てる意欲も強く見られる。成長戦略の策定や体系统的なマーケティングにおける取り組みと現段階での効果を捉え、Airbnbは健全かつ持続的な成長を実現することに、可能性が高い。すなわち、業界けん引役のAirbnbの実質的な成長に押し進まれて、民泊産業には健全かつ持続的な成長が見込めると結論を出した。

最後には、民泊産業およびAirbnbから出発、サービス業の事業ドメイン・注力ポイントの変化の方向性と、日本における民泊の在り方と伸びしろについて、議論を加えながら今後の課題を提起した。

## 審査結果の要旨

### (論文の主題)

この論文は民泊産業と Airbnb を研究対象とするものである。論文の全体に据えている中心問題は、民泊産業の健全かつ持続的な成長は実現可能か、ということである。そのため、民泊産業のリーダー企業となる Airbnb 社を事例研究の対象に選び、以下 3 つの経営課題について詳しく論じる。

- 1) 既存のホテル産業や宿泊仲介産業に対して如何に競争するか（高付加価値と高経験価値を付けるプレミアム民泊・体験イベント・快楽民泊がその対策となる）、
- 2) 地域社会の関係者から受けた様々な制約を如何に克服するか（関係者全員の共存共栄に貢献する共通価値創造（CSV）がその対策となる）、
- 3) 激しく変化する経営環境の中でさらなる企業成長を如何に目指すか（顧客コミュニティをはじめとするコア・コンピタンスを生かす水平的多角化ないし技術関連多角化がその対策となる），

全体的な結論として、グローバルな経営環境が厳しくなり、宿泊業界内部の競争が激しくなる中、数多くの問題を抱えながら、Airbnb 社ないし民泊産業全体は様々な経営努力をしており、健全かつ持続的な成長は実現可能であると主張する。

### (論文の概要)

この論文は本文 15 万字、図表 63 点、参考文献 273 点に及ぶ大作であり、本文部分となる

7つの章の主要内容はそれぞれ以下の通りとなる。

第1章の「序論」は研究背景、問題意識、研究設計、研究方法、論文構成などを説明するものである。

第2章の「先行研究レビュー」は「民泊」、「Airbnb」、「社会的責任」、「持続的成長」といったキーワードに関する先行研究の整理とレビューを行ったうえ、この論文の学術的な位置づけを試みる。そして、Airbnb社を事例研究の対象に選ぶ理由についても簡単に説明する。

第3章の「共栄する民泊産業と Airbnb」は民泊産業と Airbnb の発展沿革を説明するものである。民泊ビジネスについて、その概念と起源、その運営方法と魅力、その発展歴史と現在の市場規模、業界の上位企業と Airbnb の特別存在感などを詳しく解説する。そして、Airbnb の概況とビジネスモデルを紹介し、Airbnb の成長戦略を学術論文として取り上げて研究する重要性を説明する。

第4章の「健全かつ持続的な成長：そのI」では、まず宿泊ビジネス全体、民泊ビジネス、Airbnb のそれぞれの市場規模を紹介する。次に Airbnb の商品ラインアップを紹介し、ユニークな商品開発と新鮮な顧客体験の内容を説明する。そして、Airbnb が提供する何種類の民泊サービス、とりわけ「快楽民泊」を具体的に説明し、「経験価値」の創出を重視したマーケティング的な手法の有効性を主張する。

この第4章における論点はおおよそ以下のようにまとめられる。1)宿泊サービスと体験イベントを同時に提供しているため、Airbnb は個人企画とローカル体験を特徴とするプライベート・トラベルという市場ニーズを適切に満たしている。2)主業となる民泊事業をより発展させるために、Airbnb はプレミアム商品となる Airbnb Plus を開発し、宿泊ビジネスの付加価値を高めることに成功している。3)Airbnb が運営する民泊ビジネスや体験イベント、とりわけ「快楽民泊」は、顧客にとっての「経験価値」を大きく高め、伝統的なホテル産業に対する競争優位性を確立している。要するに、伝統的なホテル産業やほかのオンライン型旅行仲介業者と比較した場合、Airbnb は以上 3 点で競争優位性を形成しており、さらなる企業成長は期待できると主張する。

第5章の「健全かつ持続的な成長：そのII」では、まず「ヤミ民泊」や「観光公害」、ネット取引のプラットフォームの安全性などの問題点を挙げ、それらの問題を克服するために、「社会受容性」を高めること、すなわち民泊業者、家主、消費者、地域社会といった利益関係者の共存共栄をはかる必要があると主張する。その次、その「社会受容性」を高める試みとして、Airbnb が取り組んでいる「健全ツーリズム」の理念と実践を紹介する。さらに、Airbnb 社が注力している「パイロットプロジェクト」として、2つの具体的な事例を詳細に説明する。

まず1つは中国広西自治区龍勝県金江村で行われた民泊ビジネスを中心とする農家援助プログラムである。著者自らが現地調査を行った結論として、民泊業者、家主、消費者、地域社会といった関係者は利益を分かち合い、共存共栄の好例である。

もう1つはスペインのイグアラダ市で行われた地域振興助成プログラムである。文献研究に基づき、Airbnb社の援助活動によってイグアラダ地域の知名度が高まり、観光産業の振興が押し進められたと主張する。

そして、第5章の後半は共通価値創造（CSV）の理論を用いて Airbnb 社の取り組みを分析している。CSV理論は従来のCSR（企業の社会的責任）理論の延長線上にあり、Porter & Kramer (2006, 2011)によって生まれた経営学研究の新しい重要成果である。Porter らの方針論に基づいた分析結果として、Airbnb が取り組んでいる「健全ツーリズム」や「パイロットプロジェクト」は共通価値を生み出し、CSV の性格を強く持ち、「社会受容性」の向上に貢献できると主張する。

第6章の「健全かつ持続的な成長：そのIII」では、まず2020年時点の Airbnb を取り巻く経営環境として、新型コロナの世界的大流行や株式上場（IPO）の延期といった状況を紹介する。その次、今の苦境を打破して新たな成長を目指す方法を探るために、Ansoff (1965)で提起された企業成長戦略を紹介する。そして、Airbnb が近年に行って数多くのM&Aの事例をリストアップするとともに、（個人向けから団体向けへ、宿泊から飲食へ、サービス仲介から理念発信へ、民泊仲介から民泊開発へといった）事業活動の一連の変化を具体的に説明し、Airbnb 社の経営戦略の重点はすでに市場浸透から多角化へシフトしあげていることを解明する。さらに Ansoff (1965)の多角化種類、Remelt (1974)の多角化種類と経営業績との関連性、Prahalad & Hamel (1990, 1994)のコア・コンピタンスといった経営戦略論の研究成果に基づき、Airbnb は「顧客コミュニティ」をはじめとする自社のコア・コンピタンスを生かし、基軸から大きく離れない中レベルの多角化、すなわち水平的多角化ないし技術関連型多角化を押し進めていくべきだと提言する。

第7章の「終章」は、主に論文全体の内容を振り返って簡略的に説明する。「民泊産業の健全かつ持続可能な成長は可能か」という序章で提起された3つの経営課題に答える形で、論文全体の基本結論を提示する。

- 1) Airbnb 社ないし民泊産業全体は、高い経験価値を付けた体験イベントなどをもって伝統的なホテル産業に対抗できる。
- 2) CSV 性格の強化によって地域社会との共存共栄を実現できる。
- 3) コア・コンピタンスを生かした水平的多角化ないし技術関連型多角化を進めることによって新たな企業成長が期待できる。

そして、この3点を踏まえ、論文全体の基本テーマに答える形で、民泊産業の健全かつ持続的な成長は実現可能であると主張する。最後に Airbnb および民泊産業の未来展望や日本市場における民泊の存在意義などについて若干の議論を加え、この論文の長所と短所についても簡潔に説明している。

#### (論文の評価)

この論文の完成度を客観的に評価するために、本研究科の学位論文審査基準を引用させてもらう（『商学研究科履修要項』により）。

**学位論文の審査については、専攻分野に関して申請者が自立して研究を行う能力を有するかどうかを、以下のような基準で判断する。**

- ① 独創的な見解や新たな知見があるか。
- ② 論旨が明快であり、論証が適切であるか。
- ③ 資料が広範に収集されており、それが十分に分析・利用されているか。
- ④ 専攻分野及び近隣の分野に関して広範な知識があるか。
- ⑤ 専攻分野及び近隣の分野の優れた先行研究と同等の水準に達しているか。

以上5項目に照らし合わせてこの論文の内容を確認すると、

- ♦ 民泊産業という新興産業と Airbnb という新興企業を研究対象とした分野で先行の学術文献が極端に少ないため、この種の研究は比較的に有意義である。
- ♦ 大量な先行文献を調べるだけでなく、独自のフィールド調査も自ら行った。外国の民泊大手が中国奥地の山村で貧困解消援助事業を行うという事例は極めて珍しく、また最先端の CSV 理論を用いてその事例を解析するという試みは非常に有意義である。この意味で、確かな学術的なオリジナリティを持っている。
- ♦ Airbnb 社の経営実態を詳細に説明するとともに、マーケティング論と経営学のコンセプト（経験価値、CSV、多角化、コア・コンピタンスなど）を積極的に盛り込んでアカデミック的な分析を行い、論文の学術的価値を一定程度確保している。
- ♦ 民泊産業の健全かつ持続的発展は可能かという問題意識は論文の全体に貫き、論文各章の論理性に一致している。
- ♦ 予備論文提出後にさらに審査委員たちの修正意見に従い、日本語表現（2,000箇以上の訂正）をはじめとして、図表に対する補足説明、ロジック関係の整理、一部内容の追加、注釈と参考文献のスタイル調整といった大幅な修正と書き直しを行い、論文全体の完成度は比較的に高いものになっている。

大ざっぱにいうと、本研究科が定めた審査基準5項目のうち、①②③の要求は基本的に満

たされており、④の要求に対しても部分的に達成している。ただし、⑤については多分到達していないと思われる。

学位申請人の王賽さんの在学3年間の研究業績を確認すると、既刊の査読付き論文3点、学会報告5回があり、1個人としての研究意欲と研究能力が相当高い。また予備審査後に主査・副査の意見を最大限に尊重して大幅な修正と補足を行うように、研究に取り組む姿勢は真摯なものである。日本語表現がおかしい箇所は数多く残っているが、申請人本人が最善な努力を尽くしたと認められる。現地調査の部分はやや弱いが、新型コロナの流行で旅行が厳しく制限されているというやむを得ない事情も配慮すべきであろう。

上記した各点を総合的に勘案すれば、この論文は完成度の高い力作で、博士学位の授与にふさわしいものである。したがって、論文審査委員会の一致した審査結果は「合格」とする。

学位論文審査委員

主査	熊本学園大学教授	喬 晋 建
副査	熊本学園大学教授	今村 寛治
副査	熊本学園大学教授	波積 真理

氏名（本籍）	渡辺 崇志（大分県）
学位の種類	博士（商学）
学位記番号	博（甲）商 第20号
学位授与の日付	令和3年3月24日
学位授与の要件	学位規則第20条第1項該当
学位論文題目	申告納税制度における更正の請求の射程
論文審査委員	(主査) 熊本学園大学教授 末永 英男 (副査) 熊本学園大学教授 林 裕 (副査) 熊本学園大学教授 喬 晋 建 (副査) 熊本学園大学教授 山崎 広道

### 内容の要旨

更正の請求制度は、申告納税制度とともに導入され、納税申告書を提出した納税義務者が申告によって確定した課税標準等または税額等を自己に有利に変更すべきことを税務署長に求めることが定義されている。そのため、納税者の権利保護の視点からは、更正の請求制度は重要な手続きとして位置づけられている。

更正の請求には、納税申告書に記載した課税標準等又は税額等に誤りがあるために行う通常の更正の請求と、後発的事由により課税標準等又は税額等の計算基礎に変動が生じたために行う後発的事由による更正の請求がある。

更正の請求が認められるのは、国税通則法（以下、「通則法」という。）23条1項ないし、2項に該当する場合であるが、その要件に該当するかという判断に際し、当該規定の解釈・適用が限定的に捉えられているがために、更正の請求が認められないケースも少なくない。

本論文は、納税者の権利保護や納税者にとっての権利救済手続と位置づけられる更正の請求制度の沿革および制度趣旨を理解した上で、近時の判例をもとに、通則法23条1項の通常の更正の請求および同条2項の後発的事由による更正の請求における適用範囲について究明を試みた。

まず、第1章及び第2章では、本論文で採り上げる問題の所在を明らかにする目的から、更正の請求制度の沿革を概観し、平成23年度税制改正以後の現行の更正の請求制度の制度趣旨とその問題点について確認した。

昭和 21 年の戦時補償特別税と財産税法において、過大な税額を減額する手段として創設された更正の請求であるが、更正の請求の期限が厳しく制限され、租税の法律関係の早期安定化（租税収入の確保）が優先されてきた。しかし、経済の発展に伴い、納税者ひいては法人における税額計算は複雑化一途を辿る一方で、「納税者自らが更正の請求をする制度を認めることが納税者の権利の保護のため、更には税務の遠隔な運営のためにも適当である」として、納税者の権利保護と税務の円滑な運営を図るために国税通則法の制定時に国税通則法に定められるようになった。

また、更正の請求制度は、申告納税制度の導入期と時を同じくして制度化されたものであることから、申告納税制度とも深い関係にある。その申告納税制度の理念から導き出される更正の請求制度の制度趣旨とは、納税者による税額等の自主計算・自主申告を基礎として納税する上で、複雑な税額計算や法令解釈の誤りのみならず、納税申告後に生じた後発的事由から納税者の権利を保護することに資するという更正の請求の本質を確認できた。換言すれば、納税者が行う税額等の計算に誤りが存在することを暗に容認しており、納税者にとって複雑な税額計算の補完的な役割を担うものとも考えられる。これは、納税者による、自主計算・自主申告によるという申告納税制度の大前提の下での更正の請求の位置づけを明確にしているものと思われる。

しかしながら、納税者の権利救済を主目的としながらも、要件規定の不明確さや、更正の請求の排他性の原則、制度趣旨とは乖離した実情であることにも触れた。特に、期間制限の問題に着目すれば、平成 23 年度税制改正により通常の更正の請求における請求期間は 5 年にまで拡大し、その請求期間内に生じた請求事由の取扱いが問題となる。すなわち、その 5 年という期間の中で、後発的事由が生じた場合、通常の更正の請求をすべきか、後発的事由による更正の請求によるものかの整理をする必要があり、規定の立法的解決が求められる。

平成 23 年度税制改正において、更正の請求の期間制限は 5 年に延長し、増額更正や修正申告と等しい除斥期間が設けられたことにより、納税者の権利保護の拡充が図られた。しかし、その期間制限の拡充の副産物として、税務行政の運用上の問題や、通則法 23 条 1 項および 2 項の適用関係が不明確になったことも言及できた。他にも、更正の請求制度の問題点は多々存在する。更正の請求制度が申告納税方式の下で、税額が過大であった場合は正手続は更正の請求によってのみ認められるものであること、いわゆる更正の請求の排他性の原則により、時にはその作用が納税者に不利に働く場合が生じ得ることもあるのである。

また、その請求には期間制限が設けられている制約の中で、その適用要件が厳格に解釈されることにより、更正の請求が認められないケースを第 3 章から第 7 章までの判例研究を通じて検討を行った。特に、後発的事由による更正の請求の規定の解釈は、納税者にとって、

あまりにも不明確であり、納税者の権利を害する事例も少なくない。例えば通則法 23 条 2 項 3 号のいう「やむを得ない事情」の解釈などは、過去の判例においても、明瞭な基準となるものは散見できないものである。しかし、一定の条件として納税者の帰賛性の有無の判断が、その請求理由に大きく影響することが明らかになった<sup>1</sup>。その反面、その帰賛性を各個別の納税者に当てはめるときの一定の基準までは見出されない。つまり、帰賛性の程度が具体的に明らかにされない以上、事例ごとにその判断がなされるために理論的なアプローチを困難にさせているものともいえる。つまり、その帰賛性の判断を踏まえ課税行政庁の裁量的判断は介在するものと考えられる。そこで、次章以降にわたり、更正の請求の事例を研究・その規定解釈を分析し、解釈上の問題を明らかにすることとした。

まず、第 3 章においては、通則法 23 条 1 項 1 号のいう「当該計算に誤りがあったこと」の解釈を中心に、通常の更正の請求の適用可否を巡る判例研究を通じ、その射程を検討した。具体的には、社会保険診療報酬の必要経費の控除額の算定方式につき、確定申告後の選択変更の許否について検討した。選択の変更について、社会保険診療報酬の必要経費につき概算経費控除を選択したという意思表示を重視する選択手続重視説を探ることで、納税者が確定申告において、計算方式の選択を納税者の自由な選択に委ねられている以上、いったん選択した計算方式を後になって変更することは許されないという論拠が最高裁により示されたことで、税額が適正に算定された場合における選択の変更は認められず、更正の請求ができないケースとして位置づけられた。

加えて、税額控除規定における計算誤りが更正の請求によって認められるか否かについて事例をもとに、選択した上での計算誤りが更正の請求の要件を満たし得るか検討した。判旨においても、税額控除規定を適用するか、損金算入を適用するかの選択を行った後の選択変更については、選択した上での転記ミス、記載ミスなどを原因とする計算誤りは更正の請求の要件を満たすものとして、納税者が救済された事例であり、申告書における選択そのものの範囲内であれば更正の請求は可能であることを示した点において意義のあるものと評価した。

特に、平成 23 年度税制改正以前においては、その期間制限の問題に着目すれば、更正の請求の排他性により、税額の減額更正を行う手段は更正の請求によってしか認められていない中で、更正の請求ができる期間は 1 年以内という制限された期間であり、増額更正や修正

<sup>1</sup> 熊本地裁平成 12 年 3 月 22 日判決（平成 11 年（行ウ）第 6 号）LEX/DB:28060996 参照。

「法 23 条 2 項は、納税申告時には予想し得なった事由が後発的に生じたため、課税標準又は税額等の計算の基礎に変更をきたし、税額の減額をすべき場合に、法定申告期限から 1 年を経過していることを理由に更正の請求を認めないとすると、帰賛性のない納税者に酷な結果となることがあるため、納税者に救済の途を認めたものと解される。（下線一筆者。）」。

申告に比べ、非常に限定されていた。本章において、通常の更正の請求における適用範囲というものが平成 23 年度税制改正による更正の請求の拡充にまで関連したということは、納税者の権利保護を主眼とする更正の請求制度において重要なターニングポイントとなったことは言うまでもない。そのため、本章において今一度 23 年度税制改正前の判例を研究するには十分な意義が認められた。

続いて、第 4 章から第 7 章においては後発的事由による更正の請求の規定解釈の問題を明らかにするため、更正の請求の条文解釈上の不確定概念の検証をすることとし、とりわけ、後発的事由による更正の請求の可否について争われた判例を分析し、その不確定概念の判断基準を明らかにするとともに、納税者の予測可能性の観点から検討した。

第 4 章では、後発的事由による更正の請求を規定する通則法 23 条 2 項 1 号の「課税標準等又は税額等の計算の基礎となった事実に関する訴えについての判決等」の射程として、その解釈論を中心として条文を考察した。ここにいう「判決」の意義を明らかにすることを主眼として、「課税標準等又は税額等の計算の基礎となった事実に関する訴えについての判決等」の条文を細分化して分析を行った。

その結果としては、基本的には納税者が租税を免れる目的によって得た裁判例等の判決等については「納税者の帰責性」の観点から、同号の「判決」には該当しないとされる。そして、上記に掲げた場合以外で、更正の請求によって救済が図れなかつた場合については、その理由ごとに分析した。これらの事例は、更正の請求の制度趣旨からして、申告時に納税者において課税標準等又は税額等の計算の基礎となった事実に変更を帰すことを予測し得なかつた場合が前提となることも確認できた。しかし、前述したとおり、その帰責性の判断には、個別具体的な判定のみが事例により示されるにとどまり、理論的にその基準を示すことの困難さが浮き彫りになった。

そして第 5 章において、その「判決」についてより具体的な事例を用いて研究を深めていくこととした。ここでは、相続財産に係る「時効援用判決」の該当性について争われた事例（大阪高裁平成 14 年 7 月 25 日判決）相続財産に係る「取消判決」の遡及効について争われた事例（最高裁平成 22 年 10 月 15 日判決）を検討し、その射程について考察した。具体的には、通則法 23 条 2 項 1 号の「判決」について、「時効」と「取消判決」の遡及効が租税法上対照的な判断がなされた事例を題材として、遡及効の影響により、相続財産とその帰属が事後的に変動した場合の更正の請求による救済が図られるかについて検討した。

この判例研究の結果、時効の遡及効を争点として、後発的事由による更正の請求が認められないとする課税庁と裁判所の判断は、時効に係る当事者双方の意思を課税要件事実の認定に反映させるとする理論を根拠としていることが明らかとなった。しかし、相続財産をめぐ

る相続人間の争いの結果、時効を認める判決により、相続財産を喪失した相続人に、更正の請求による救済が認められないということは、酷な結果ではないだろうか。このような事実を課税の基礎とする場合は、因果関係のある当事者間および手続によってその事実の確定を行い、その確定を行った段階で、課税の適切な是正を計ることが適當ではないだろうか。つまり、「同条 2 項 1 号課税標準等又は税額等の計算の基礎となった事実」を、後発的に変動した事実にまで広げて解釈し、後発的事由による更正の請求による納税者の救済の可能性を見出すべきという結論に至った。

第 6 章では、後発的事由による更正の請求要件規定に関するその解釈について検討した。具体的には、通則法 23 条 2 項 3 号の「その他当該国税の法定申告期限後に生じた前二号に類する政令で定めるやむを得ない理由があるとき」という規定の「やむを得ない理由」の解釈を主な検討課題に位置付けた。いわゆる、やむを得ないという文言からも分かる通り、その解釈が不明確であるというところの不確定概念の解釈を、事例分析を通じて明らかにしようと試みた。

ここでは、納税者が法定申告期限から 1 年を経過した後に、売買契約が錯誤による無効であると主張して、当該年度における更正の請求を行ったが、更正をすべき理由がない旨の通知処分を受けたため、当該通知処分の取消しを求めた事例（高松高裁平成 18 年 2 月 23 日判決）を題材として、売買契約の「錯誤による無効」が通則法施行令 6 条 1 項 2 号の「やむを得ない事情」について検討した。

その結果、通則法施行令 6 条 1 項 2 号のいう「やむを得ない事情」については前章同様に納税者の帰責事由の有無が、その請求の判断に大きく依存していることが明らかになった。加えて、これまでの事例の分析から、裁判所等は「予測し得なかったこと」に対して帰責事由を該当要件にしているのみではなく、「後発的事由による更正の請求理由」自体に帰責事由がないことを要件にしていることも明らかにした。

つまり、①申告時に後発的事由が予測し得なかったことに納税者の責めに帰さないこと及び②当該後発的事由自体に対しても納税者に責めがないことを要件としていることが理解できた。そして、帰責性は更正の請求理由に納税者の責めに帰すかという判断に基づいて後発的事由に該当するかが判断されていることが明らかとなった。

しかし、この点については前述したとおり、「帰責性」が不明確かつ厳格なものであり、納税者の権利救済が図られていない。従って、納税者保護の観点から、「帰責性」を明確に示し、さらに、「帰責性」の拡充を図るべきであるとの結論に至った。

第 7 章では、「取消判決」の判例に関連し、法人税法における前期損益修正による修正処理と更正の請求による修正処理との妥当性について 2 つの事例を題材として、不当利得返還

請求の側面から更正の請求による納税者救済の必要性について検討した。すなわち、取消判決により無効となった収益について、過年度の課税所得計算において益金の額に算入されたいた部分につき、更正の請求によって返還され得るのか検討したものである。

その結果、課税要件事実に即した課税を行うべきとする課税要件法定主義を重視して課税がなされなければならないとする租税法律主義の理念的な側面から課税要件事実が事後的に変動した場合における是正手続の必要性を確認できた。

これまでの判例研究を通じて浮き彫りになった更正の請求の運用上の問題は、主として、後発的事由による更正の請求において、規定条文の不明確さについては事例研究により一定の成果は認められるが、納税者の予測可能性や帰責性については明確な基準が示せないままに、課税行政庁や裁判所等の判断には裁量的な判断にならざるを得ないことも確認できた。そこには、ある意味で納税者に有利になる減額更正としての更正の請求の限界を見出すこともできた。

そして、第8章では、更正の請求制度による減額更正のあり方として、納税者と税務官庁との関係から違法な課税状態を是正するプロセスとしての更正の請求の意義について考察した。具体的には、不当利得返還請求としての更正の請求の性質から、違法な課税状態の是正措置として更正の請求の射程について検討した。更正の請求の性質を、租税法律関係、実体的真実主義、合法性の原則という3つの側面から考察し、違法な課税状態をいかにして真実の課税に近づけていくかという課税適状化を、申告納税制度の下で実現するための一つの手段として更正の請求を位置付けることが重要であると考えた。

また、合法性の原則の要請する「課税要件が充足されている限りは、租税行政庁には減免の自由はなく、租税を徴収しない事由もなく、また法律で定められたとおりの税額を徴収しなければならない」という理論上の原則を貫徹しようとするれば、課税庁の効果裁量の余地も要件裁量の余地も認められない。つまり、「やむを得ない」という不確定概念の解釈に関し、要件裁量の余地すら認めないとすると、恣意的な課税の余地が法理論上は排除され、租税法律主義が貫徹されることなる。

しかしながら、その不確定概念については、租税法規の中で、ある程度の合理性が認められる可能性もあり得る。そう考えると、合法性の原則により守られるべき法益は、租税公平主義であろうと思われる。

いずれにしても、本論文において、申告納税制度の下での更正の請求による救済の射程について研究を進めてきたが、その射程は、申告納税制度ひいては租税法律主義から導き出せる合法性の原則に基づき納税者の権利保護と租税公平主義の双方の側面から、真実の課税要件事実に沿った課税がなされるべきとする租税法の基本原則から導き出されるべきであるこ

とを本論文の結論とした。

## 審査結果の要旨

### (論文の主題)

更正の請求制度は、申告納税制度とともに導入され、納税申告書を提出した納税義務者が申告によって確定した課税標準等または税額等を自己に有利に変更すべきことを税務署長に求めることが定義されている。そのため、納税者の権利保護の視点からは、更正の請求制度は重要な手続きとして位置づけることができる。かかる更正の請求には、納税申告書に記載した課税標準等又は税額等に誤りがあるために行う「通常の更正の請求」と、後発的事由により課税標準等又は税額等の計算基礎に変動が生じたために行う「後発的事由による更正の請求」とがある。

本論文は、納税者の権利保護や納税者にとっての権利救済手続と位置づけられる更正の請求制度の沿革および制度趣旨を理解した上で、近時の判例をもとに、国税通則法 23 条 1 項の通常の更正の請求および同条 2 項の後発的事由による更正の請求における適用範囲について研究するものである。

### (論文の概要)

国税通則法（以下、「通則法」という）は、更正の請求について、以下のように規定している（抜粋）。

**第 23 条 納税申告書を提出した者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該申告書に係る国税の法定申告期限から 5 年以内に限り、税務署長に対し、その申告に係る課税標準等又は税額等につき更正をすべき旨の請求をすることができる。**

一 当該申告書に記載した課税標準等若しくは税額等の計算が国税に関する法律の規定に従っていないかったこと又は当該計算に誤りがあつたことにより、当該申告書の提出により納付すべき税額（当該税額に関し更正があつた場合には、当該更正後の税額）が過大であるとき。

2 紳税申告書を提出した者又は第 25 条（決定）の規定による決定を受けた者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、同項の規定にかかわらず、当該各号に定める期間において、その該当することを理由として同項の規定による更正の請求をすることができる。

一 その申告、更正又は決定に係る課税標準等又は税額等の計算の基礎となった事実に関する訴えについての判決（判決と同一の効力を有する和解その他の行為を含む。）により、その事実が当該計算の基礎としたところと異なることが確定したとき その確定した日の翌日から起算して 2 月以内

二 その申告、更正又は決定に係る課税標準等又は税額等の計算に当たってその申告をし、又は決定を受けた者に帰属するものとされていた所得その他課税物件が他の者に帰属するものとする当該他の者に係る国税の更正又は決定があつたとき 当該更正又は決定があつた日の翌日から起算して 2 月以内

三 その他当該国税の法定申告期限後に生じた前 2 号に類する政令で定めるやむを得ない理由があるとき 当該理由が生じた日の翌日から起算して 2 月以内

更正の請求には、納税申告書に記載した課税標準等又は税額等に誤りがあるために行う通常の更正の請求（通則法 23 条 1 項）と、後発的事由により課税標準等又は税額等の計算基礎に変動が生じたために行う後発的事由による更正の請求（通則法 23 条 2 項）とがある。

更正の請求制度は、申告納税制度とともに導入され、納税申告書を提出した納税義務者が申告によって確定した課税標準等または税額等を自己に有利に変更すべきことを税務署長に求めることと定義されている。そのため、納税者の権利保護の視点からは、更正の請求制度は重要な手続きとして位置づけられている。

しかし、更正の請求が認められるには、この通則法 23 条 1 項ないし 2 項に該当する必要があるが、その要件に該当するかという判断に際し、当該規定の解釈・適用が限定的に解釈されるために、更正の請求が認められないケースは多い。

本論文は、納税者の権利保護及び納税者の権利救済手続と位置づけられる更正の請求制度の沿革や制度趣旨の検討を基に、近時の判例を用いて、通則法 23 条 1 項の通常の更正の請求および同条 2 項の後発的事由による更正の請求における適用範囲（射程）について究明を試みたものである。

第 1 章及び第 2 章では、本論文で採り上げる問題の所在を明らかにする目的から、更正の請求制度の沿革を概観し、平成 23 年度税制改正以後の現行の更正の請求制度の制度趣旨とその問題点について検証している。

まず、更正の請求制度創設時から現在までの沿革をみると、申告納税制度の中での更正の請求が担っている機能に加え、更正の請求の本質について触れている。つまり、更正の請求制度は、申告納税制度の導入期と時を同じくして制度化されたものであることから、申告納税制度との深い関係にあり、申告納税制度の理念から導き出される更正の請求制度の制度趣旨とは、納税者による税額等の自主計算・自主申告を基礎として納税する上で、複雑な税額計算や法令解釈の誤りのみならず、納税申告後に生じた後発的事由から納税者の権利を保護することに資することだと更正の請求の本質を確認する。換言すれば、納税者が行う税額等の計算に誤りが存在することを暗に容認しており、納税者にとって複雑な税額計算の補完的な役割を担うものとの趣旨といえる。

しかしながら、納税者の権利救済を主目的としながらも、要件規定の不明確さや更正の請求の排他性の原則の存在故に、本来の制度趣旨とは乖離した実情であることにも触れている。特に、期間制限の問題に着目して、平成 23 年度税制改正により通常の更正の請求における請求期間は 5 年にまで納税者の権利保護の拡充が図られたにが、その請求期間内に後発的事由が生じた場合の取扱いについて、通常の更正の請求とすべきか、それとも後発的事由による更正の請求とするかの整理をする必要があり、規定の立法的解決が求められるとする。いずれにしても、この請求期限の制限は、納税者の権利救済と租税法律関係の早期安定（租税収入の確保）とのバランスの問題であるとする。

まず、申告納税方式の下にあっては、税額が過大であった場合は正手続は更正の請求によってのみ認められる、いわゆる更正の請求の排他性の原則により、時にはその作用が納税者に不利に働く場合が生じ得ることもあると指摘する。つまり、納税者の権利保護を目的とする更正の請求が、更正の請求の排他性の働きにより、課税庁に多くの裁量権を与えてしまっている事態を指摘するのである。

次に、その請求には期間制限が設けられている制約の中で、特に、通常の更正の請求と後発的事由による更正の請求の規定の各適用をめぐる解釈は、納税者にとって、あまりにも不明確であり、納税者の権利を害する事例も少なくないとする。例えば、通則法 23 条 2 項 3 号のいう「やむを得ない事情」の解釈（帰責事由の判断）なども絡んでくるので、制限説（請求二元説）と無制限説（請求一元説）の検討も行うが、過去の判例においても、明瞭な基準となるものは見出せない状況であると結論する。

そこで、3 章から 7 章にわたり、更正の請求の事例を研究し、そこでの規定解釈を分析し、解釈上の問題を明らかにしている。

まず、第 3 章においては、通則法 23 条 1 項 1 号のいう「当該計算に誤りがあったこと」の解釈を中心に、通常の更正の請求の適用可否を巡る判例研究を通じ、その射程を検討している。具体的には、社会保険診療報酬の必要経費の控除額の算定方式につき、確定申告後の選択変更の許否について、最高裁昭和 62 年 11 月 10 日判決及び最高裁平成 2 年 6 月 5 日判決を中心に検討している。その結果、選択の変更について、社会保険診療報酬の必要経費につき概算経費控除を選択したという意思表示を重視する選択手続重視説を探ることで、納税者が確定申告において、計算方式の選択を納税者の自由な選択に委ねられている以上、いつたん選択した計算方式を後になって変更することは許されないという論拠が最高裁により示されたと指摘する。

加えて、税額控除規定における計算誤りが更正の請求によって認められるか否かについて争われた事例である最高裁平成 21 年 3 月 23 日決定と最高裁平成 21 年 7 月 10 日判決をも

とに、選択した上での計算誤りが更正の請求の要件を満たし得るかについて検討している。税額控除かそれとも損金算入を適用するかの選択を行った後の選択変更については、選択した上での転記ミス、記載ミスなどを原因とする計算誤りであれば、更正の請求の要件を満たすものとして、納税者が救済された事例であるとして、申告書における選択そのものの範囲内であれば更正の請求は可能であることを示した点において意義のあるものと評価している。

特に、平成 23 年度税制改正以前においては、その期間制限の問題に着目すれば、更正の請求の排他性により、税額の減額更正を行う手段は更正の請求によってしか認められない中での更正の請求の適用範囲の拡大に大きな意義を見い出している点は高く評価できよう。

続いて、第 4 章から第 7 章においては後発的事由による更正の請求の規定解釈の問題を明らかにするため、更正の請求の条文解釈上の不確定概念の検証を行っている。とりわけ、後発的事由による更正の請求の可否について争われた判例を分析し、その不確定概念の判断基準を明らかにするとともに、租税法律主義の要請する納税者の予測可能性の観点からの検討が行われている。

第 4 章では、後発的事由による更正の請求を規定する通則法 23 条 2 項 1 号の「課税標準等又は税額等の計算の基礎となった事実に関する訴えについての判決（判決と同一の効力を有する和解その他の行為を含む）」の解釈、すなわち、主として「判決等」の意義を明らかにすることを主眼として、分析を行っている。

その結果としては、基本的には納税者が租税を免れる目的によって得た裁判等（例えば、馴れ合い判決）の判決等のように、裁判の実質において客觀性・合理性を欠くものであるから、このような判決は「納税者の帰責性」の観点から、「判決等」には該当しないとする。

また、刑事事件判決は「判決等」には該当せず、民事事件判決に限るものとされる点を確認している。

本章で個別事例研究を行うが、これらの事例から分かることは、更正の請求の制度趣旨からして、申告時に納税者において課税標準等又は税額等の計算の基礎となった事実に変更を引きすことを予測し得なかった場合が、後発的事由による更正の請求に該当することとなる。しかし、その帰責性の判断には個別具体的な判定のみが事例により示されるにとどまり、理論的にその基準を示すことは困難であるとする。

第 5 章においては、その「判決等」についてより具体的な事例を用いて研究を深めている。相続財産に係る「時効援用判決」の該当性について争われた大阪高裁平成 14 年 7 月 25 日判決（事例 I）と相続財産に係る「取消判決」の遡及効について争われた最高裁平成 22 年 10 月 15 日判決（事例 II）とを用いて検討している。これらの事例は、通則法 23 条 2 項 1 号の「判決等」について、「時効」と「取消判決」の遡及効が租税法上対照的な判断がなされた

事例であり、遡及効の影響により、相続財産とその帰属が事後的に変動した場合の更正の請求による救済が図られるかについて検討がなされている。

この判例研究の結果、時効の遡及効を争点として、後発的事由による更正の請求が認められないとする課税庁と裁判所の判断は、時効に係る当事者双方の意思を課税要件事実の認定に反映させるとする理論を根拠としていることが明らかとなった。しかし、事例Ⅰでは、相続財産をめぐる相続人間の争いの結果、時効を認める判決（時効の援用）により、相続財産を喪失した相続人に、更正の請求による救済が認められないということは、余りにも酷な結果ではないか。また、事例Ⅱでは、取消判決により生じた還付請求権の相続財産性を、納税者の予測可能性と帰責性の有無によって、判断できたか甚だ疑問とする。

よって、このような事実を課税の基礎とする場合は、因果関係のある当事者間および手続によってその事実の確定を行い、その確定を行った段階で、課税の適切な是正を計ることが適當ではないか。つまり、「同条2項1号課税標準等又は税額等の計算の基礎となった事実」を、後発的に変動した事実にまで広げて解釈し、後発的事由による更正の請求による納税者の救済の可能性を見出すべきという結論に至っている。

第6章では、後発的事由による更正の請求要件規定である通則法23条2項3号の「その他当該国税の法定申告期限後に生じた前二号に類する政令で定めるやむを得ない理由があるとき」という規定の「やむを得ない理由」の解釈（いわゆる不確定概念）の検討を試みている（なお、政令である通則法施行令6条1項の1号から5号までに列挙事由が挙げられている）。

ここでは、納税者が法定申告期限から1年を経過した後に、売買契約が錯誤による無効であると主張して、当該年度における更正の請求を行ったが、更正をすべき理由がない旨の通知処分を受けたため、当該通知処分の取消しを求めた事例である高松高裁平成18年2月23日判決を題材として、売買契約の「錯誤による無効」が通則法施行令6条1項2号の「やむを得ない事情」に該当するかについて検討が行われている。

その結果、通則法施行令6条1項2号のいう「やむを得ない事情」については、納税者の帰責事由の有無が、その請求の判断に大きく依存していることが明らかになった。加えて、これまでの事例の分析から、裁判所等は「予測し得なかったこと」に対しての帰責事由を該当要件にしているのみではなく、「後発的事由による更正の請求理由」自体に帰責事由がないことを要件にしていることをも明らかにしている。

つまり、「納税者の予測可能性」と「納税者の帰責性」に基づいて後発的事由の認識を行うのであるが、①申告時に後発的事由が予測し得なかったことに納税者の責めに帰さないこと、及び②当該後発的事由自体に対しても納税者に責めがないことを要件としていることが

理解できた。そして、この帰責性の要件は、「後発的事由による更正の請求理由」が納税者の責めに帰することができるのかという判断にも作用するのだとする。

第7章では、「取消判決」の判例に関連し、法人税法における前期損益修正による修正処理と更正の請求による還付請求の妥当性について2つの事例を題材として、不当利得返還請求の側面からも更正の請求による納税者救済の必要性について検討している。2つの事件は、共に消費者金融業であり、最高裁18年1月13日判決により利息制限法の制限を超える利息の享受が無効となったために、その無効となった収益が過年度において益金に算入されていた部分の処理をめぐる争いである。1つは、TFK事件（最高裁平成27年4月14日判決）であり、もう1つは、クラヴィス事件（最高裁令和2年7月2日判決）である。

2つの事件に共通するのは、ゴーイングコンサーンが機能しない特殊なケースであり、前期損益修正が後の事業年度で控除されないので、更正の請求によるほかに救済されない点である。これを、通則法の「国税に関する法律の規定に従っていなかつたこと又は当該計算に誤りがあったこと」に該当しないとして、更正の請求を排除することに反対を唱える。

また、国と納税者との租税法律関係の構図に立ち返れば、国に対する過納金の返還の適否が争点となる当該制限超過利息部分の返還義務は、先の平成18年最高裁判決により確定しており、国がその利得を留保する理由が存せず、それは国の不当利得であるから、納税者が通則法に基づきその返還を請求する理由は、正当なものである。しかしながら、その不当利得返還請求は、更正の請求の可否のみならず、更正の請求の排他性により納税者の権利救済が機能しない場合には一般法である民法に立ち返り、その返還請求が認められるべきであるとの主張となっている。

そして、第8章では、更正の請求の性質を、租税法律関係、実体的真実主義、合法性の原則の3つの側面から考察し、違法な課税状態をいかにして真実の課税に近づけていくかという課税適状化（担税力に適合した課税）を、申告納税制度の下で実現するための一つの手段として更正の請求を位置付けることで、本論文のまとめとしている。

すなわち、申告により確定した課税要件事実に後発的事由が生じ、その課税要件事実の変動に伴い、申告時よりも担税力が低下した場合に、その事実の変動後の担税力に即した課税がなされなければならないが、確定により形成力がはたらくため、是正手続を経なければそれがなされない。この問題を解消すべく、確定された課税要件事実であるとしても、その変動後の担税力に即して課税がなされるべきとする是正措置として後発的事由による更正の請求が例外的に認められるものと理解でき、また、更正の請求制度の制度趣旨からも合致するものといえる結論する。なかなかの知見であると評価したい。

本論文では、判例研究を通じて浮き彫りになった更正の請求の運用上の問題点、主として、

後発的事由による更正の請求における問題点は、規定条文の不明確さについては事例研究により一定の成果を認めるが、納税者の予測可能性や納税者の帰責性については明確な基準が示せないままに、課税行政庁や裁判所等の裁量的な判断にならざるを得ないことを指摘する。そこには、納税者の権利救済であるはずの納税者に有利になる減額更正としての更正の請求の限界を見出すことができるとする。

また、本論文においては、申告納税制度の下での更正の請求による救済の射程について研究が進められてきたが、その射程は、申告納税制度ひいては租税法律主義から導き出せる合法性の原則に基づき納税者の権利保護と租税公平主義の双方の側面から、真実の課税要件事実に沿った課税がなされるべきとする租税法の基本原則から導き出されるべきであることを、本論文の結論としている。

#### (論文の評価)

更正の請求は、無制限に認められているわけではなく、請求期限と請求事由が制限されている。この請求期限については、通常の更正の請求の期限が、昭和 45 年税制改正によって、法定申告期限から 2 月以内とする規定から、1 年以内と定められるまでの約 40 年余の間、この制限は、判例においても、納税者の権利救済と租税法律関係の早期安定（租税収入の確保）とのバランスを図る上で適正なものであると容認してきた。しかし、平成 23 年税制改正で 5 年以内に大幅な延長となり、納税者の権利救済の更なる拡充が図られることを目的としたが、この改正は、果たして、かかるバランスを崩してまでも納税者の救済へシフトしたのであろうかという問題意識から、本論文はスタートしているといえる。

また、更正の請求の請求事由には、通常の更正の請求と後発的事由による更正の請求があるが、本論文は、後者に力点を置いて納税者の救済の視点から論究されている。論究する際のキーワードは、「納税者の予測可能性」と「納税者の帰責性」となっている。さらに、申告納税制度において更正の請求制度が有している存立するための前提理論として、租税法律主義における「合法性の原則」と本制度によってしか減額の更正ができないという「絶対的排他性」を挙げることができる。

しかし、現状の申告納税制度の下では、納税者は申告を行えば、更正の請求の手段を介してでしか、申告内容の変更は許されないという厳格な更正の請求の排他性が作用することにより、納税者の権利保護を目的とする更正の請求の本来の趣旨が、課税庁側に多くの裁量権を与えてしまうことになるという。この点で、納税者の権利救済への拡大の妨げとなり、合法性の原則からも問題視する。

そこで、平成 23 年税制改正の以前にも以後にも重要な判決が下されることからも分かる

ように、合法性の原則に基づいた更正の請求の適否について未だ何ら解決がなされておらず、租税法律関係の早期安定が優先されている感があると指摘する。

そのうえで、近年のT F K事件やクラヴィス事件の裁判例を研究することで、更正の請求の排他性により納税者の権利が著しく損なわれる場合には、民法上の不当利得返還の法理により、債権者と債務者との関係に立ち返り不当利得を返還すべきではないかとの判断に至っている。

以上が、論旨に沿った本論文の主張であろう。申告納税制度の下での更正の請求による救済の射程について研究が進められており、その射程は、申告納税制度ひいては租税法律主義から導き出せる合法性の原則に基づき納税者の権利保護と租税公平主義の双方の側面から、真実の課税要件事実に沿った課税がなされるべきとする租税法の基本原則から導き出されるべきものであるとする点は、高く評価できる。

一方、解釈論の立場から本論文を評すると、傾聴に値する知見が多々、見受けられる。まず、通則法23条2項1号の後発的事由となる「判決」について、刑事案件判決は該当せず、民事事件判決に限るものとするが、さらに民事事件判決による場合でも、客觀性・合理性を欠く判決（納税者による馴れ合い判決、租税回避のための判決、租税負担を軽減させるための判決、通謀虚偽表示による判決、客觀的事実と異なる判決）は含まれないとする解釈を妥当なものとする。

次に、同法23条2項3号の「やむを得ない理由」の解釈であるが、判例研究の結果、更正の請求の事由となる事象に対する「納税者の予測可能性」の余地があるかないか、また、その事象に対して「やむを得ない理由」という帰責事由があるかないのか判断を加えた解釈となるという。つまり、「予測可能性」（申告時に予測し得なかつた事由が生じたこと）と「納税者の帰責性」（予測し得なかつたことに帰責事由がないこと）によって判断されることになり、これは納税者の権利救済の視点からの明快な結論を導き出しており、この点もまた高く評価できる。

さらにもうひとつ、法人税法上は、過年度に適正に算定された所得金額の修正は、法人税基本通達2-2-16（前期損益修正）のような取扱いにより整理されているわけであるが、それは、あくまでゴーイングコンサーンが成立している場合にのみ限られるものであって、その原則が破綻状態にある場合には、後発的事由による更正の請求の手段のみならず、民法における不当利得返還請求により納税者の権利を救済すべきであるとする。逆にいえば、ゴーイングコンサーンの法人には、所得計算に関しては、後発事由による更正の請求は必要ないのではないかとの主張をしていると推察される。まさに独自の知見と評価できる。

最後に、本論文は、問題意識が明確で、課題の設定が適切であること、文献等の深索が十

分できていて、先行研究の検討・吟味もなされていることなどから学術論文としての体裁も整っている。よって、博士（商学）の学位に値するものと認める。

学位論文審査委員

主査	熊本学園大学教授	末永 英男
副査	熊本学園大学教授	林 裕
副査	熊本学園大学教授	喬 晋 建
副査	熊本学園大学教授	山崎 広道

氏名（本籍）	阿嘉 奈月（沖縄県）
学位の種類	博士（文学）
学位記番号	博（甲）文学 第8号
学位授与の日付	令和3年3月24日
学位授与の要件	学位規則第20条第1項該当
学位論文題目	Effects of Extensive Reading on Japanese EFL High School Learners' Reading Abilities
論文審査委員	(主査) 熊本学園大学教授 神本 忠光 (副査) 熊本学園大学教授 林 日出男 (副査) 熊本学園大学教授 向井 久美子

### 内容の要旨

本研究の目的は、高専1年生（高校1年生と同等レベルの学習者）を対象に、教室内における多読指導が読解力向上に効果的であるかについて検証することである。本論文は下記の通り8章で構成されている。第1章（はじめに）では、本研究の目的や多読指導の意義について触れている。また第2章（理論的枠組み）ではこれまでの先行研究を踏まえて、多読の効果について議論するとともに、本研究で明らかにすべき事項について議論した。第1章と第2章で明らかにした多読研究の課題点を踏まえて、第3章から第6章では高専生に多読指導が効果的かどうかについて実験を行った。第7章（総合的な考察）では、4つの実験結果を踏まえて、総合的な考察を行った。第8章（結論）では、本研究で明らかになったことについてまとめ、結論とした。本概要では、はじめに研究背景について触れて、第3章から第6章で行った実験研究の結果、さらに実験結果から明らかになったことについて述べる。

第1章　はじめに

第2章　理論的枠組み

第3章　1年間の多読指導による高専生の読解力向上について検証

第4章　偶発学習により文法習得が可能か否かについて検証

第5章　ジャンルの異なるテキストが高専生の読解力に影響を与えるかについて検証

第6章 音声補助ありとなしの読解活動の効果について検証

第7章 総合的な考察

第8章 結論

外国語環境下における多読の研究は 1990 年代から徐々に増えつつあり、その多くがアジア圏で研究が行われている。研究の多くが日本で実施されており、次いで台湾、韓国、その他という順位づけになっている (Jeon & Day, 2016)。しかしながら、実験対象となる学習者層を分析すると、大学生を被験者とした研究がほとんどであり、中学生や高校生を対象とした研究はごくわずかである (Nakanishi, 2015)。また高校生学習者が検定教科書を通して触れる英文量では、読みの流暢性を改善することは十分でないようと思われる。これらの課題点を踏まえて、本研究では高専 1 年生（高校 1 年生と同等レベルの学習者）を対象に、多読指導の効果について検証を行った。特に初期段階の多読指導に着目し、易しい英文に多く触れることで読解力を高めることができるとどうか、また、どのような言語能力が改善されるのかについて調査した。

第3章では、高専生が 1 年間の多読指導を経験することで、言語知識（文法・語彙力）と読解力を改善させることができるとどうかについて検証した。実験群 ( $n=200$ ) は 1 年間多読指導を受講し、統制群 ( $n=205$ ) は 1 年間文法指導を受けた。多読指導の効果を検証するため、被験者は事前・事後試験を受講した。事前テストでは、「言語知識」と「読解力」の両部門に統計的有意差は見られなかった。しかし事後テストでは、1 年間を通して平均 115,000 語を読んだ実験群は、統制群よりも両部門において平均値が高くなり、その差に統計的有意差も見られた。本研究では、さらに、被験者を 3 群（上位群・中位群・下位群）に分けて分析を行った。その結果、上位群よりも中位群と下位群の事前・事後テストの伸びが大きかったことが明らかになった。これらの結果より、1 年間の多読指導を通して、学習者は既習事項である文法項目や語彙などをさらに定着させたと推測される。また既習事項の改善により、読解力をさらに高めることができたと考えられる。

第3章では、1 年間の多読（読書語数、平均 115,000 語）を通して「言語知識」や「読解力」を高めることができると結論づけた。しかし多読を通してどのような技能が改善されて、「言語知識」や「読解力」を伸ばすことができたのか不明である。学習者の学習過程を調査するため、第4章では、ある特定の文法項目（不定詞、名詞的用法）に着目し、学習者が読みの偶発学習を通して、文法規則を学習することが可能かどうかについて検証した。実験期間中、実験群 ( $n=74$ ) は名詞的用法が 40 個含まれた 5 つのテキストを読み、統制群 ( $n=83$ )

は名詞的用法が 10 個しか含まれていない 5 つのテキストを読んだ。また本研究では、被験者を 3 群（上位群・中位群・下位群）に分けて分析を行った。その結果、下位群の事前テストと事後テストの平均値にのみ統計的有意差が認められた。これらの結果より、学習者は読解中、意味理解をすることに注意を払っているが、多読を通して同じ文法事項に繰り返し遭遇することで、言語形式を偶発的に学ぶことができるということが明らかになった。

本研究の目的の 1 つは、高校現場で実践可能な多読指導について提案することである。そのため、第 5 章と第 6 章では教室内の限られた授業時間内で、どのように多くのインプットを与えることができるのかということを考慮しながら、実験を行った。第 5 章では、テキストのジャンルの違いが学習者の理解度に影響を与えるかどうかについて検証した。被験者 ( $n=86$ ) は物語文と説明文を 2 テキストずつ、計 4 つのテキストを読み、それぞれの読解問題に答えた。ジャンル別に理解度を比較した結果、全てのテキストは同等レベルの高頻度語で構成されているにもかかわらず、物語文の方が説明文よりも平均値が高く、統計的有意差も認められた。学習者が説明文を読みづらくしている要因を探るため、それぞれのジャンルのテキスト分析を行った。その結果、センテンスの長さや同じ単語のオーバーラップなどの違いが理解度に影響を与えている可能性があることが示唆された。具体的には、説明文の方が物語文よりもセンテンス内の語数が多く、さらに、重複した単語が少ない。これらの分析結果より、説明文の方が学習者にとって認知負荷が高いことが明らかになった。また文の複雑さや文中の語彙頻度などの要素が、読解処理に影響を与えることが示唆された。

第 6 章では、読解時における学習者の認知負荷を軽減する多読の指導方法として、音声補助のある読み方が効果的であるかどうかについて検証した。この活動は教室内で一斉に実践できる多読指導の 1 つでもある。学習者 ( $n=157$ ) は、1,000 語レベルの単語で構成された読み物を、音声補助ありとなしの両方のモードで読んだ。学習者の語彙サイズを基準にして、グループ分け（上位群・中位群・下位群）を行い、習熟度のレベルにより理解度が異なるのか、また、そうであれば、学習者が両モードに対してどのように感じているのかについて分析を行った。その結果、上位群は音声の有無にかかわらず、70%以上の理解度を示した。一方で、語彙サイズが低い下位群は、音声補助ありだと 70% の理解度に到達することができるが、音声補助なしだと 70% の理解度に到達することができなかった。また音声補助ありとなしに関するアンケート調査を行ったところ、上位群・中位群よりも下位群は音声補助を好む傾向が見られた。これらの結果より、語彙サイズと音声の有無が理解度に大きく関係している可能性があると言える。また音声ありの読解活動は、習熟度レベルの低い学習者の読解力を高める効果的な指導方法の 1 つとして期待できる。

本研究は高専生を対象に、多読指導が読解力向上に効果的かどうかについて検証を行った。

実験結果からも明らかになったように、多読初期段階においては教室内一斉多読指導を実践することで、学習者の学んだ言語知識をさらに定着させることができる。週に1回程度、短めのテキストであっても、同等レベルのテキストを繰り返し読み続けることで、これまでに学んだ言語知識をさらに定着させることができる。学習者が能動的に読む活動を継続することで、既習事項を深く学び直すきっかけになる。また短い時間であっても、教室内多読を実践することで、学習者は読解力を高めることができ、さらには、読むことに対する自信を身につけることができるようになると考えられる。多読の研究は年々増えているにもかかわらず、高校生を対象とした多読の研究数は少ないので、さらなる研究が必要であると考える。

## 参考文献

- Jeon, E. Y., & Day, R. R. (2016). The effectiveness of extensive reading on reading proficiency: A meta-analysis. *Reading in a Foreign Language*, 28(2), 246-265.
- Nakanishi, T. (2015). A meta-analysis of extensive reading research. *TESOL Quarterly*, 49, 1-32. <https://doi.org/10.1002/tesq.157>

## 審査結果の要旨

### (論文の主題)

本論文の目的は、初級日本人英語学習者（高等専門学校1年生）を対象に、授業内での多読指導によって読解力が向上するかについて検証することである。

### (論文の概要)

本論文は8章からなる。第1章は序論で、第2章は先行研究を概観し、研究課題を明らかにしている。第3章から第6章までは、その研究課題をデータに基づき検証している。第7章では総合的な考察を行い、第8章は結論である。

第2章では、多読研究分野では研究対象者のほとんどは大学生で、初級英語学習者は非常にまれだと指摘し、本論文のオリジナリティを明らかにしている。そして研究課題を、長期的な多読の取り組みで読解力は伸びるのか、伸びるとすればどのようにして伸びるのか、またどのような指導を試みることができるのかに焦点を絞っている。

第3章では、高専生が1年間の多読指導を受けることで、言語知識（文法・語彙力）と読解力を改善させることができるかどうかを検証している。実験群（n=200）は1年間多読指

導を受け、統制群（ $n=205$ ）は1年間文法指導を受けた。被験者2群は事前・事後試験を受けた。事前試験では、言語知識と読解力の各部門に統計的有意差は見られなかった。しかし事後試験では、1年間を通して平均115,000語を読んだ実験群は、統制群よりも両部門において平均値が高くなり、その差に統計的有意差が見られた。

第4章では、ある文法項目（不定詞の名詞的用法）に絞り、読みの偶発学習を通して、文法規則を学習することが可能かどうかについて検証している。実験期間中、実験群（ $n=74$ ）は名詞的用法が合計40個含まれた5文書を読み、統制群（ $n=83$ ）は名詞的用法が10個しか含まれていない5文書を読んだ。また、被験者を3群（上・中・下位群）に分けて分析を行った。その結果、下位群の事前試験と事後試験の平均値にのみ統計的有意差が認められた。この結果は、学習者は読解の際、意味理解に注意を払っているが、多読を通して同じ文法事項に繰り返し遭遇することで、言語形式を偶発的にさらに強化できるということを示唆している。

第5章と第6章では教室内の限られた授業時間内で、どのようにしたら多くのインプットを効率良く与えられるか指導法について検証している。第5章では、読解材料のジャンルの違いが学習者の理解度に影響を与えるかどうかについて検証した。被験者（ $n=86$ ）は物語文と説明文を2文書ずつ合計4文書を読み、それぞれの読解問題に答えた。その結果、全ての文書は同等の高頻度語で書かれているにもかかわらず、物語文の方が説明文よりも平均値が高く、統計的有意差も認められた。説明文を読みづらくしている要因を探るために、テキスト分析を行った。その結果、文の長さや同じ単語の重複度の違いが理解度に影響を与えてい可能性があることが示唆された。

第6章では、読解時における学習者の認知負荷を軽減する多読の指導法として、音声補助のある読み方が効果的であるかどうかについて検証している。学習者（ $n=157$ ）は、1,000語レベルの単語で書かれた読み物を、音声補助ありとなしの2形態で読んだ。学習者の語彙サイズを基準に群分け（上・中・下位群）を行ったが、上位群は音声の有無にかかわらず、70%以上の理解度を示した。一方下位群は、音声補助ありだと70%の理解度に到達することができるが、音声補助なしだと70%の理解度に到達することができなかつた。

第7章では一連の実験を通して得られた結果について総合的に考察している。要点は、1. 初級英語学習者であっても、多読はこれまでに学んだ言語知識をさらに定着させ、既習事項を深く学び直すきっかけになる、2. 教室内多読を実践することで、学習者は読解力を高めることができ、さらには、読むことに対する自信を獲得でき相乗効果を生み出せる、となる。第8章では、多読指導は、従来の授業形態と補完することで、より一層の効果が見られる可能性を示唆していると、結論づけている。

#### (審査の経過)

予備審査委員会は、予備論文に対して 2020 年 12 月 14 日に審査を行った。その際指摘された内容を、主査は申請者に連絡した。申請者は助言に従い改訂し、本論文を 2021 年 1 月 14 日に提出した。同年 2 月 4 日に、学位論文審査委員会は申請者に対して口述試問を公開で実施した（新型コロナウイルス感染拡大のためオンラインで実施）。申請者以外の出席者は、審査委員 3 名と学外者 1 名の合計 4 名であった。申請者が論文について約 1 時間説明し、その後質疑応答（約 40 分）が行なわれた。さまざまな質問に対して申請者は、的確な受け答えを行った。口術試験終了後、審査委員会を開催した。委員会は、口術試験の評価として、提出された論文は申請者が博士の学位を授与されるに十分に値する判断した。

#### (論文の評価)

以上の審査の内容を踏まえ、論文と口述諮問の内容を総合的に判断した結果、審査委員一同は、阿嘉奈月氏の学位論文が博士（文学）の学位の授与に十分に値すると合意したことを報告する。

#### 学位論文審査委員

主査 熊本学園大学教授 神本 忠光  
副査 熊本学園大学教授 林 日出男  
副査 熊本学園大学教授 向井 久美子

氏名（本籍）	竹下 徹（福岡県）
学位の種類	博士（社会福祉学）
学位記番号	博（甲）社会福祉 第25号
学位授与の日付	令和3年3月24日
学位授与の要件	学位規則第20条第1項該当
学位論文題目	保育アクセシビリティを重視した保育ソーシャルワーク実践モデルの開発
論文審査委員	(主査) 熊本学園大学教授 伊藤 良高 (副査) 熊本学園大学教授 豊田 謙二 (副査) 熊本学園大学教授 堀 正嗣 (副査) 神戸大学准教授 北野 幸子

### 内容の要旨

本論文は、保育所の相談窓口に保護者がアクセスする際の阻害要因と促進要因を突き止め、子育て課題を抱える保護者に対する保育所の子育て支援が有効に機能していくためのソーシャルワークの在り方とその相談支援体制について検討したものである。こうした問い合わせを解き明かすために、以下6点の具体的研究課題を設定した。

- ①保育所における保護者を対象とする支援の方法論としてソーシャルワークを活用する必要性を明らかにする。
- ②保育所における保護者を対象とする支援に関する先行研究を踏まえ、支援方法論上の課題について検討をおこなう。
- ③保育所における子育て支援に用いるアクセシビリティの概念について提起する。
- ④保護者が保育所の相談窓口へアクセスする際の阻害要因・促進要因について実証的に解明する。
- ⑤④を踏まえ、保育所の相談窓口にアクセスできない保護者まで対象とした新しい保育ソーシャルワークの在り方について提起する。
- ⑥⑤の保育ソーシャルワークが有効に機能するための保育所の相談体制について明らかにする。

序章では、保育所において保護者を対象とする支援方法にソーシャルワークを活用する必要性について示した。今日、保育所の保護者を対象とした支援を表す用語には「保護者支援」や「子育て支援」、「保育ソーシャルワーク」なる用語があてられているが、明確な概念規定はみられず、研究、実践両面において同義に用いられている状況がある。本論では、これら用語の概念整理に努めながら、研究課題①の解明に努めた。保護者を対象とする支援の方法論にソーシャルワークを活用する必要性とは何か。それは子育てや生活に何らかの悩みを有している保護者が子育てや生活に機能不全を起こしている状況から脱するためには、保護者の内面へのアプローチだけでなく、その保護者が置かれる環境との両面にアプローチしながら、両者に変化を促進する支援方法が求められることになり、その両方に介入できる支援方法といえば唯一ソーシャルワークしか持ち合わせないといった理由が挙げられる。また本論では、子どもの最善の利益の保障にむかって、保護者支援を通じた子どもの健やかな育ちの保障を目指す「子育て支援」において用いる保育の視点を踏まえたソーシャルワークを「保育ソーシャルワーク」と捉えた。さらに、本論が重視している保育所を利用する保護者のサービスアクセスに着目すべき理由についても、序章部分で提示している。わが国ではいまだに女性が家庭で家事育児の責任を持つという伝統的家族観が強く根付いていることを背景に、とくに家事と仕事を両立させ低年齢児を養育する者については、子育て不安やストレスを強く抱え込む傾向がある。一方で、本来こうした保護者にとって身近な存在であるべき保育所が育児の悩みを受ける相談先になっていないという状況があり、こうした問題から、保護者の相談アクセス向上を目指す研究に取り組む必要性を提示した。

次に第1章では、わが国における保育所の子育て支援の変遷をたどることにより、保育所の子育て支援において保育ソーシャルワークが求められるようになってきた背景についてつかむことを目的とした。変遷時期については、各時代背景と保育所の子育て支援の取り組みの特徴を踏まえ、子育て支援の「黎明期」、「萌芽期」、「過渡期」、「成長期」、「発展期」という5区分に設定した。戦後混乱期にあった敗戦からの2、3年間の時期にあたる「黎明期」においては、家庭から子どもを預かる行為そのものを子育て支援とみなすことができた。失業に伴う貧困問題の解消が大きな社会課題となる中、保育所に対する社会的要請とは、まさに親の労働が維持するために子どもを預かるというものだった。保育所における子育て支援の質を向上させるために、体系化された援助方法論を求めようとする顕著な動きについては「成長期」にあたる1990年代以降となる。まず子育て支援の援助方法論としてその中心に据えられたのが「カウンセリング」であった。では、ソーシャルワークの必要性が提起される時期はいつ頃だったのか。それは2003年8月の厚生労働省「社会連帯による次世代育成支援

に向けて一次世代育成支援施策の在り方に関する研究会報告書」である。この報告書では、地域子育て支援の機能強化のためにソーシャルワークの必要性を強調するものであった。その後、保育所の保護者支援、子育て支援においてソーシャルワークの必要性は2008年以降の保育指針3次、4次改定で確認することができる。この保育指針解説書の中で地域子育て支援だけでなく保育所を利用する在園児の保護者を対象にする援助方法論としてのソーシャルワークの必要性が提起されたことに伴い、保育所の保護者支援、子育て支援で用いる独自の方法論として「保育ソーシャルワーク」が台頭し始め、「保育ソーシャルワーク」をテーマに扱う研究も徐々に進展をみせていく。

第2章では、保育所の保護者を対象とする支援の研究動向の整理を行い、俯瞰してみた保護者支援の研究課題及び保護者支援を展開するための方法論に関する研究課題についての検討を行った。保育所の保護者を対象とする支援に関する研究全体の動向については、特に2008年以降に保護者支援に関する研究が活発化してきていることが窺えた。また保育士の保護者支援の方法論に関する研究や保護者支援の資質形成を目指す養成教育に関する在り方をテーマとする研究が比較的多くみられるものの、その研究の大半は横断的研究であり、縦断的研究の停滞が研究課題となっていた。一方で、保育所の保護者支援の方法論に関する研究に焦点を当てた場合には、保護者支援の展開プロセスを構成する各援助セクションに着目した研究と、援助者のニーズ把握を中心とするアセスメントスキル向上に関する研究は皆無であり、こうしたテーマに焦点をあてる研究の活性化が今後の研究課題として提起されるものであった。

第3章では、子育てに関する不安や悩みを有する保護者側から保育所の相談窓口へのアクセスが高まる諸条件を導き出すため、鍵概念に「アクセシビリティ」を設定し、この概念が今日、どのように扱われてきているのか、その論考を整理したうえで、本論が用いるアクセシビリティの独自概念を示した。ここまでアクセシビリティに関する先行研究としては、障害福祉領域では越智あゆみ、高齢福祉領域では李恩心や久保英樹の研究が確認できるが、これら保育領域以外の利用者とは意を異にする、すなわち保育所を利用する保護者を研究対象に設定したアクセシビリティ概念を「保育アクセシビリティ」と置き、その概念規定を試みた。そして本論では「保育アクセシビリティ」を保護者側から保育所へ相談アクセスをはかる際、その過程（プロセス）において保護者側に障害がない状態と規定した。

第4章では、保護者が保育所の相談窓口にアクセスする際の阻害要因と促進要因を導き出し、保育アクセシビリティが向上していくための諸条件について明らかにした。保育所を利用している保護者を対象に、「保育所への相談のしやすさに関する調査」を実施し、テキストマイニングの手法を用い、分析を行った。その結果、相談アクセスの阻害要因を構成するク

ラスターは6つ（「保育者と保護者の信頼の未熟」「子どもの状況を知る機会のなさ」「保育所への負い目」「対面の制限」「面接機会の不足」「多忙な雰囲気」）、そして促進要因を構成するクラスターが7つ（「文字による子どもの情報共有」「緊密な関係」「不測事態に伴う相談機会」「日々の子どもの報告」「気軽に相談できる体制」「複数の相談窓口」「保育者のコミュニケーション力」）抽出された。保育アクセシビリティを向上する条件については、「子どもを媒介とした日常のコミュニケーションを通じ構築する保護者と保育者の関係性」「保護者が気遣いしない相談体制づくり」「不測事態下での相談機会の確保」という3条件が導き出された。

第5章では、保育ソーシャルワークの概念規定からさらに踏み込み、その理論的枠組みについて検討し、保育所の相談窓口に到達できていない「子育て支援を必要とする保護者」への支援機能まで包含する子育て支援に活用する方法論としての新たな保育ソーシャルワークの実践モデルを提示していくことを目的とした。保育ソーシャルワークの対象、主体、機能とその役割について第4章の実態調査の分析結果も踏まえながら考察を加えた。まず、本論による保育ソーシャルワークの主体については「保育者」と「ソーシャルワーカー」が協働で担うという考え方を示した。子育て支援の展開では、双方の強みや特性を生かし、問題解決に向けての各々の役割分担と協働作業を繰り返しながら、子育て支援に用いる一連のソーシャルワークを展開することが最も効果的であるという理由からである。また、保育ソーシャルワークの対象が保護者や子どもといった「人」のみをその対象に設定しているわけではなく、「地域」もその対象となる考え方を示した。さらにその機能については、「ニーズ把握機能」「保育アクセシビリティ機能」「予防的機能」「連携機能」「仲介機能」「代弁機能」を重要機能に挙げ、こうした機能を発揮することが保育ソーシャルワークに託される役割であると提起した。

第6章では、第5章で示した保育ソーシャルワーク実践モデルが有効に機能するための保育所を中心とした相談支援体制について考察を行った。本論が提示する保育ソーシャルワークの展開にあたり、とくに保育者は保護者のリアルニーズの把握という大きな役割が存在している。保育ソーシャルワークの展開にあたっても重要な援助セクションである「アセスメント」を保育者が担うわけであるが、こうした役割を発揮していくためにも、保育所の相談体制として次の3つを体制の中に組み込む必要性があることが示唆された。まず、1点目は、日常の保育業務において保育者は保護者に対し、その日あった子どもの様子や出来事を伝える機会を設定しておくこと、2点目は保護者からの相談窓口は担任保育士だけでなく、主任保育士や副園長、園長といった複数の窓口を整備しておくこと、そして3点目が今回コロナ禍のような保護者からの相談に制限が加わる不測の事態下においては、改まった個別の相談機会を定期的に確保すること、である。こうした相談体制が整備されると、保育アクセシビ

リティ機能が強まり、保護者が抱えるリアルニーズを把握する可能性が高まると考えられる。

最後の終章では本論の課題を 3 点ほど提示した。

1 点目は、保護者が保育所の相談窓口にアクセスする際の阻害要因と促進要因を確認するために実施した調査の対象エリアが限定されていたという課題である。

2 点目は、調査から抽出された相談アクセスの阻害要因と促進要因については、少なからず「COVID-19」による影響があり、コロナが終息した状態ではどのような結果が出るのか、その確認が引き続き求められるということである。

そして 3 点目に本論が示す保育ソーシャルワークの主体が保育者とソーシャルワーカーが協働で担うという考え方を提示した時に、保護者が保護者のリアルニーズを把握できたとして、それ以降のソーシャルワーカーへの繋ぎの阻害要因や促進要因までは本論では提示できず、また保育者からの橋渡しを受けたソーシャルワーカーが所属する機関の相談体制まで詳しく言及できなかったという課題が残るというものである。

### 審査結果の要旨

#### (論文の主題)

本論文は、子育て家庭に対する支援の必要性が高まるなか、保護者が保育所の相談窓口にアクセスする際の阻害要因と促進要因を突き止め、子育て課題を抱える保護者に対する保育所の子育て支援が有効に機能していくためのソーシャルワークの在り方とその相談体制について提起することを目的としたものである。

本論文において設定された具体的課題は、以下の 6 つである。

- ① 保育所における保護者を対象とする支援の方法論として、ソーシャルワークを活用する必要性を明らかにする。
- ② 保育所における保護者を対象とする支援に関する先行研究を踏まえ、支援方法論上の課題について検討を行う。
- ③ 保育所における子育て支援に用いるアクセシビリティの概念について提起する。
- ④ 保護者が保育所の相談窓口へアクセスする際の阻害要因・促進要因について実証的に解明する。
- ⑤ ④を踏まえ、保育所の相談窓口にアクセスできない保護者まで対象にした新しい保育ソーシャルワークの在り方について提起する。
- ⑥ ⑤の保育ソーシャルワークが有効に機能するための保育所を中心とした相談体制について明らかにする。

## (論文の概要)

本論文は、全6章、序章及び終章から構成されている。

序章「本論文の課題と問題意識」では、その問題意識として、日本ではいまだに女性が家庭で家事育児の責任を持つという伝統的家族観が強く根付いていることを背景に、特に家事と仕事を両立させ低年齢児を養育する者については、子育てに不安やストレスを強く抱え込む傾向がある。一方で、本来こうした保護者にとって身近な存在であるべき保育所が育児の悩みを受ける相談先となっていないという状況があり、こうした問題から、保護者の相談アクセス向上をめざす研究に取り組む必要性があることを指摘している。そして、子育てや生活に何らかの問題を抱えている保護者が、子育てや生活に対し機能不全を起こしている状況から脱するためには、保護者の内面へのアプローチだけでなく、その保護者が置かれる環境との両面にアプローチしながら、両者に変化を促進する支援方法としてソーシャルワークを活用する必要性について提示している。

第1章「保育所における子育て支援の変遷からみる保育ソーシャルワークの必要性」では、日本における保育所の子育て支援の変遷をたどることにより、保育所の子育て支援において保育ソーシャルワークが求められるようになってきた背景について考察している。変遷時期については、各時代背景と保育所の子育て支援の取り組みの特徴を踏まえ、「黎明期」、「萌芽期」、「過渡期」、「成長期」、「発展期」の5区分を設定している。1990年代以降の「成長期」から、保育所における子育て支援の質を向上させるために体系化された援助方法論が模索されるようになり、2003年の厚生労働省報告書を契機として、2008年以降の同・保育所保育指針第3次・第4次改定において、保育所の保護者に対する支援及び地域の保護者等に対する支援の独自の method論として保育ソーシャルワークが台頭し始め、今日に至っていることを明らかにしている。

第2章「保育所における保護者を対象とする支援の研究動向とその課題」では、保育所の保護者を対象とする支援の研究動向の整理を行い、全体的視点でみる保護者支援の研究課題と保護者支援を展開するための method論に関する研究課題について検討している。そのなかで、保育所の保護者を対象とする支援について、特に2008年以降に研究が活発化してきていること、また、その領域として、保育士の保護者支援の method論やその資質形成を目指す養成教育が比較的多く見られることなどを示している。しかしながら、保育所における保護者支援の method論に焦点を当てた場合、保護者支援の展開プロセスを構成する各援助セクションに着目した、あるいは、援助者のニーズ把握を中心とするアセスメントスキル向上をテーマとした研究は皆無といえる状況にあり、こうした領域における研究の進展が待たれることを指摘している。

第3章「アクセシビリティに関する先行研究と本研究における定義」では、子育ての不安や悩みを有する保護者側から保育所の相談窓口へのアクセスが高められる諸条件を導き出すために、その鍵概念としてアクセシビリティを設定し、この概念がこれまでどのように解され扱われてきているかを整理したうえで、本論文で用いるアクセシビリティの独自概念を提唱している。すなわち、保育所を利用する保護者を対象に設定したアクセシビリティ概念を「保育アクセシビリティ」として置き、子育ての悩みを抱える保護者が保育所側へ相談できたことをもって保育所にアクセスできたとみなし、「保護者側から保育所へ相談アクセスをはかる際、その過程（プロセス）において保護者側に障害がない状態」と規定している。子育ての課題を自覚しているが、何らかの阻害要因が働き保育所側に相談につながっていない保護者のアクセシビリティ構造を分析することの重要性を提議している。

第4章「保育所における子育て支援へのアクセスに関する実態」では、実際に保護者が保育所の相談窓口にアクセスする際の阻害要因と促進要因を導き出し、保育アクセシビリティが向上していくための諸条件について解明している。保育所を利用している保護者を対象に、「保育所への相談のしやすさに関する調査」を実施し、テキストマイニングの手法を用い、分析を行っている。その結果、相談アクセスの阻害要因を構成するクラスターは6つ（「保育者と保護者の信頼の未熟」、「子どもの状況を知る機会の少なさ」、「保育所への負い目」、「対面の制限」、「面接機会の不足」、「多忙な雰囲気」）、また、促進要因を構成するクラスターは7つ（「文字による子どもの情報共有」、「緊密な関係」、「不測事態に伴う相談機会」、「日々の子どもの報告」、「気軽に相談できる体制」、「複数の相談窓口」、「保育者のコミュニケーション力」）が抽出されている。そして、結論として、保育アクセシビリティが向上する条件について、「子どもを媒介とした日常のコミュニケーションを通じ構築する保護者と保育者の関係性」、「保護者が気遣いしない相談体制づくり」、「不測事態下での相談機会の確保」の3つを導き出している。

第5章「保育アクセシビリティを重視した新たな保育ソーシャルワーク実践モデル」では、前章の調査結果も踏まえながら、保育ソーシャルワークの概念及びその理論的枠組みについて検討し、保育所の相談窓口に到達できていない「子育て支援を必要とする保護者」への支援機能まで包含する子育て支援に活用する方法論としての新たな保育ソーシャルワーク実践モデルを提示することを試みている。保育ソーシャルワークの主体として、双方の強みや特性を生かし、問題解決に向けての各々の役割分担と協働作業を繰り返しながら子育て支援に用いる一連のソーシャルワークを展開することが最も効果的であるということから、「保育者」と「ソーシャルワーカー」が協働で担うという考え方を示している。また、その対象として、保護者や子どもといった「人」のみならず、「地域」も範疇に組み入れている。さらに、

その機能として、「ニーズ把握機能」、「保育アクセシビリティ機能」、「予防的機能」、「連携機能」、「仲介機能」、「代弁機能」を重要機能として掲げ、こうした機能を発揮することが保育ソーシャルワークに求められる役割であると主張している。

第6章「保育ソーシャルワークが有効に機能するための保育所の相談支援体制について」では、前章で示した保育ソーシャルワーク実践モデルが有効に機能するための保育所を中心とした相談支援体制について考察している。保育ソーシャルワークの展開にあたり、重要な援助セクションである「アセスメント」を保育者が担うために、保育所の相談体制の要諦として、①日常の保育業務において保育者は保護者に対し、その日あった子どもの様子や出来事を伝える設定をしておくこと、②保護者からの相談窓口は担当保育士だけでなく、主任保育士や副園長、園長といった複数の窓口を整備しておくこと、③今回のコロナ禍のような保護者からの相談に制限が加わる不測の事態下においては、改まった個別の相談機会を定期的に確保すること、の3つを示している。そして、こうした相談体制が整備されることで、保育アクセシビリティ機能が強まり、保護者が抱えるリアルニーズを把握する可能性が高まることを指摘している。

終章「本論文のまとめと今後の課題（研究の限界）」では、序章で提示した6つの課題についての考察結果をまとめるとともに、本論文の限界と今後の課題について示している。

#### （論文の評価）

本論文は、保育所における保護者を対象とする支援にソーシャルワークを活用するというスタンスから、とりわけ支援プロセスにおける初期段階であるニーズ把握の部分に注目し、保護者側から保育所が設ける相談窓口にアクセスできるようになるための諸課題について明らかにするとともに、そのことを通して、保育所側の相談支援が有効に機能する保育所の特性を生かしたソーシャルワークの在り方について考察したものである。

これまで社会福祉の領域において、利用者側から支援機関の相談窓口へのアクセスを高め、ニーズキャッチを促す方策の必要性と重要性が指摘されてきているが、本論文は、サービスアクセスを高めるための鍵概念としてアクセシビリティを活用し、保育所の保護者に対する支援に係る利用者側からのサービスアクセス向上という研究命題に果敢に挑戦したものとなっている。すなわち、保育所への相談アクセスにおける阻害要因と促進要因を明らかにし、それらを踏まえた保育所側の新たな支援アプローチが創出されることにより、保護者側からの保育所相談窓口へのアクセスが高まり、保護者の抱えるニーズキャッチの可能性が拡がることを志向している。これまでに保護者側から保育所が実施する相談支援へのアクセスを高めていくアプローチまで組み込んだソーシャルワークの在り方を提示した研究は存在せず、

保護者側が抱える子育て不安や諸課題の解決に寄与する新たな研究としてきわめて独創性に富むものとなっており、保育学に新たな知見をもたらしている。とりわけ保育ソーシャルワークの視点から、実証的なデータを基に保育アクセシビリティを重視した保育ソーシャルワーク実践モデルを開発し、それが有効に機能するための保育所を中心とした相談支援体制の構築を展望していることは高く評価されてよい。

鍵的概念となる保育アクセシビリティ、保育ソーシャルワークの捉え方についての仔細な考察や子育てのパートナーとしての保育者と保護者との関係構築、また、地域社会を視野に入れた保育者とソーシャルワーカーによる相談体制の在り方についてのさらなる検討が必要であることなど、一定の制約も見られるものの、それらの課題については、今後の研究の進展に期待したい。

以上により、本研究科博士後期課程を修了し、博士（社会福祉学）の学位を取得するに十分な水準に達していると認められる。

#### 学位論文審査委員

主査 熊本学園大学教授 伊藤 良高

副査 熊本学園大学教授 豊田 謙二

副査 熊本学園大学教授 堀 正嗣

副査 神戸大学准教授 北野 幸子

氏名（本籍）	高松 美樹（熊本県）
学位の種類	博士（社会福祉学）
学位記番号	博（甲）社会福祉 第26号
学位授与の日付	令和3年3月24日
学位授与の要件	学位規則第20条第1項該当
学位論文題目	がん患者当事者の「生き抜く」思い ～インタビュー調査を中心に～
論文審査委員	(主査) 熊本学園大学教授 豊田謙二 (副査) 熊本学園大学教授 宮北隆志 (副査) 熊本学園大学教授 松本勝明 (副査) 熊本大学病院緩和ケアセンター特任教授 吉武淳

### 内容の要旨

本論文は、がんに罹患している患者、いわゆるがん患者において、なお日常生活を普通に過ごしている人に焦点を合わせる。その人を、本論文ではがん患者当事者と呼ぶ。がん患者当事者の協力を仰ぎながらインタビュー調査を繰り返し行なった。そのインタビュー調査から「語り」を発言記録として切り取り、繋ぐ作業を繰り返した。「語り」を収録しつつ、がん患者当事者の生活・意識・活動に関する真実を語ろうとするものである。

### 第1章 参考文献レビュー

#### 1. V・E・フランクル『それでも人生にイエスと言う』（2016年）

この書はフランクルが強制収容所から、1945年に解放され、その翌年の講演記録である。

この中の記述での「コペルニクス的転回」という表現は、『夜と霧』での中心的テーマでもある。そのテーマについて彼は、「生きていることに責任を担うこと」と提示する。つまり、彼はこう表現する。「一人一人の人生が一回きりだ」ということだけでなく、「一日一日、一時間一時間、一瞬一瞬が一回きりだということ、そのことが責任の重みなのです。」

#### 2. 横野興夫『がん哲学のレッスン』（2020年）

この書の中で、横野は「がんという一面を受け止めつつも、可能な限り自分の好きなこと

や仕事を大胆にしたらしいのです」、と提案をする。さらに、樋野は人ととの関係を大切にしようと言う。そこで大切なことは「傾聴」ではなく「対話」なのである。こうして樋野は、家族のなかでも、仲間のなかでも「対話」による新しい人間関係を築ければ、個々人の悩みや困難を横に置くことができる、と言うのである。

### 3. 柳田邦男『「死」の医学への序章』（1990年）

柳田はこの書において、「QOL」や医療技術に関わる問題性を提議しているが、30年前に出版したことを感じさせない新鮮さを示している。柳田は、がんに罹患した精神神経科医の西川喜作に依頼されて彼の伴走役を引き受けて、この書を作成する。著書の中では「死をタブーな世界から開かれた世界に引き出し、誰もが自然な気持ちで話し合えるものとする必要がある」と言う。さらに柳田はこうも付け加えて言う。「死ぬ前こそ、人間としての価値が本当に現れるもの」と信じると。

### 4. 中江兆民『一年有半・続一年有半』（1995年）

本書は1901年（明治34）年に発行され、その時兆民は喉頭がんに罹患していた。兆民は自由民権運動の主導者として紹介されることが多いが、教育者としての実績も注目すべきである。彼は、東京麹町町に仏学塾を開設する。この塾を拠点に、出版さらにルソーの『社会契約論』を翻訳し、加えて『三醉人経綸問答』を出版する。『一年有半』は、がんの告知後、「一年半、よく養生すれば二年」という余命宣告による。兆民は「言文一致体」の世論にも関心を示し、言文一致体を支援しようとしたのである。

### 5. やまだようこ編『人生と病の語り—人生と病いの語り—』（2008年）

この書はナラティブアプローチを基本とした看護学・心理学、さらに精神医学などの学問分野を貫く総合的著書である。この研究の特色は複雑な社会・文化・歴史的文脈の中で生きる人々をナラティブアプローチから取り出し、その変化のプロセスを捉える、新たな「人間科学」を提示する。その著では、ナラティブアプローチで扱われるのは集合体としての人間でなく個々人であり、あるいはグループ内での個々人である。それぞれの個々人の人生における起伏を「語り」を通じて再現するのである。その意義において、「語り」はその言葉において真実である。

## 第2章 がん患者当事者を支える法制度と現状の課題

がん対策基本法は全30条からなり、2007（平成19）年に公布される。その要点は、がんは

国民の疾病における最大の死亡原因になっている。その状況に応じて必要な支援が総合的に受けられるようになることがある。その基本法を受けて、がん対策推進基本計画が2018（平成30）年に閣議決定されている。ここで二つの目標に注目する。①「がん検診」の受診率向上での早期発見を目指すこと、②分野別施策のなかに「がんとの共生」が挙げられている。そこでは、緩和ケア、相談支援および情報提供が提案されている。

次に国立がん研究センターのデータによれば、以下のことが読み取れる。2018年の部位別死亡数は、男女計では第一位が肺である。次に40歳以上における男女別死亡原因の部位の割合である。男性では胃腸などの消化器系が年齢を通して第一位である。女性は乳房及び子宮等女性特有の部位が半数以上を占める。それらの死亡原因部位の観察を通じて注目すべきことは、一つは呼吸器系の部位に関する原因として、喫煙が問題とされる。消化器系では、塩分、食品の質の劣化が留意すべきとする。生涯罹患リスクでは、男女共に二人に一人ががんに罹患する確率である。その中で、部位別に観察すると、男性では胃、大腸、および前立腺である。さらに肺がんの確率が高い。次に女性では、乳房、および大腸、結腸などの消化器系部位である。

### 第3章 本博士論文のテーマと方法

#### 1. 調査の目的と方法

本博士論文において研究調査の対象であるのは、がん患者当事者である。その当事者に関して生活の状況や困難性、さらに社会的支援の現況などのことであるが、がん患者当事者のインタビューを実施した。そのインタビューにあたり、熊本学園大学の「研究倫理」の承認を得ている。

#### 2. 研究倫理

本博士論文に収録している論文作成に際しては、調査研究を必要としたが、それについて「研究倫理」の承認を本大学で得ている。その件に関しては本博士論文全体についての研究倫理の承認を記載している。

#### 3. インタビュー協力者の属性

本博士論文の作成にあたり、インタビュー調査で協力をいただいた協力者の属性を示している。

## 第4章 「語り」で探る受容過程

本博士論文におけるがん患者当事者は、がんの「告知」以後における受容過程を経験する。この受容過程については、エリザベス・キューブラ＝ロス『死ぬ瞬間—死にゆく人々との対話』が著名である。その原題は『On Death and Dying』であり、そのテーマは「死の受容」である。

本博士論文では、特にがん告知によって強いショックを受け、死の危機を覚悟する、その「受容過程」に焦点を当てる。のちに「自己転回」を経験し、新しい自己を取り戻す経緯を描くのである。がん患者当事者へのインタビューは「受容過程」を回顧してもらう。その過程において、当事者それぞれの様々な思いを聞くことである。

### 1. テキストマイニング：「語り」の可視化に向けて

周知のように、テキストマイニングはコンピュータを利用し、テキストデータから新しい知識を「掘り起こす」手法と言われる。基本的には、テキストデータを処理して、視覚化を目指すものである。具体的には、インタビューで得られた「語り」をテキストデータとして処理することで質的分析が可能となる。その意味では質的研究に数量化と視覚化を取り込む手法と言うことができる。

まず、収集されたテキストデータを読ませるために、不要な文字や誤字を消去して、整形を行う。それを読ませて 2 つの視覚化を求める。1 つは言葉の出現頻度による視覚化(図式化)である。もう 1 つは文章中での語句の間の修飾関係の明示化である。統一的な読み取りの手法を採用することで、一般的には質的研究に比べて、一定の客観性を備える解析として認められるのである。

### 2. 告知から混沌へ

この受容過程における特徴は、「告知」から「混沌」へ、そして苦悩から「自己（Self）」へと再起することである。「告知」とは医師によるがんの宣告に他ならない。その宣告は患者に大きな衝撃を与える。そのことが「苦悩」を引き起こす。この受容過程は、当事者にもつらい経験であるが、ていねいに「語り」として聞き出すことが大切である。以下、この章では三つの事例を取り上げる。

#### Aの事例 67歳男性 肺がん

肺がんの告知から間もないAの混乱について妻が語っている

#### Bの事例 60歳女性 乳がん

乳がんの治療と仕事を両立したBの回顧

#### Cの事例 55歳男性 慢性骨髄性白血病

がん告知以降にショックがなく、「混沌」のない珍しい事例

### 第5章 AYA世代の生活の現状と課題

#### 1. AYA世代の特徴

「AYA 世代」という定義は、国によって異なり一致してはいない。ただし共通して言える「AYA 世代」とは 15 歳から 39 歳前後の思春期、若年成人および小児がんの領域での世代を示す。そして、この AYA 世代でのがん種の第一位は以下の通りである。0 歳から 14 歳は白血病、15 歳から 19 歳が白血病、20 歳から 29 歳は胚細胞腫瘍・纖維性腫瘍、また 30 歳から 39 歳の女性は乳がんである。

#### Dの事例 26歳女性 卵巣がん

26歳のDは、24歳の時に第一子出産、のちに夫と離婚。インタビュー当時Dは子どもと二人暮らし。筆者はがんサロンでDと出会い、インタビューを依頼し、快諾を得る。Dは「ひとり親家庭」であり、AYA世代に属している。厚生労働省では「総合的なAYA世代のがん対策のあり方」に関する検討が進んでいるが、現実の社会的・個別の支援は極めて不十分である。Dはインタビューに対して次のように話している。

社会的に後ろめたさを感じるし、手当だけで生活しているので、しかも、年齢が若くて何してるんだって思われることもあります。

D の抗がん剤治療は 5 ヶ月間に及ぶために、入院が必要となり子どもとの接触が制限されてしまう。D にとっては、子どもと一緒に時間が一番嬉しい時間なのに、その時間が奪われてしまう。さらに、子どものことで児童相談所に相談したが、乳児院への措置入所とされる。それに加えて、その乳児院は D の自宅から 40 キロ余り離れた地域にある。D は面会だけを目的にして、毎日その距離を往復して会うことになる。

D の語りでわかつてきたことは、母親支援や子どものこと、生活費のこと、その他、生活全般が対応できるソーシャルワーカーが病院にいなかった。また、病院以外でも相談できる窓口はあるにはあるが D の支援には届かなかった。つまり、この事例のように AYA 世代に

は、十分な社会的・経済的支援が整備されていないのである。

## 第6章 がん患者当事者による社会活動

国立がん研究センターによって、部位ごとのがん生存率が公表されている。その生存率調査によると、それぞれのがん生存率が示されているものの、注目すべき課題点は、患者の三人に一人は就労可能年齢（15歳から64歳）で罹患していることにある。さらに個別目標の一つとして「がん患者の就労を含めた社会的問題」が示されている。こうした政策課題に関して、厚生労働省は「就労支援の取り組み」を掲げているのは、注目すべき点である。

本論文では「がん患者当事者」という表現を使用するが、そこにはがん患者として、同時に社会活動の実践が念頭に置かれている。ここでは二人のがん患者当事者にインタビューし、その「語り」をまとめている。

さて、がん患者当事者の社会活動を紹介するが、その活動がソーシャルワークに相当するとみなしたいのである。以下、具体的に記述したい。

### Eの事例 83歳男性 膀胱、尿管がん、左腎臓がん

EはS県在住の男性で膀胱、尿管がん、左腎臓がんの患者である。それらのがんの手術を受けるが、S県とO県でのがんに関する医療技術や医療費、さらに医療情報の格差を実感したという。その体験を通じて、「ものいう患者になれ」という活動を提唱する。さらに、患者の集いを拡大するために「がんサロン」を創設する。同時に厚生労働省に全国への普及を働きかけた。Eはさらに2006年に「三位（み）一体」を提案する。これは患者、医療現場、行政を三位一体と表現し、機関や団体間の連携を強化することである。その後2016年には「12位一体」まで拡大する。つまり、Eはネットワークの連携をはかることで、がん患者への支援を強化推進するのである。

### Fの事例 62歳女性 乳がん

FはN県S市在住で自営業を営んでいる。2008年に肺がんを告知され、同じ時期に乳がんも見つかり、乳房摘出。（肺がんは検査の結果、肺がんではなかった。）Fは2008年当時を振り返り次のように発言している。

肺がん、乳がん、盲腸、胆石の4回の手術をしたけど肺がんの手術が一番きつかった。

1週間で退院しました。精神的にも辛かったなど後で思ったりもしました。

Fの転機となるのが一冊の雑誌との出会いである。その雑誌には、乳がんの患者が治療を受けながら、「趣味のガーデニングをやっています」と書いてあったという。Fは、「私も前向きにいかなきゃいけないね。そこで私は助けられました」という。この雑誌がFを癒すことになる。

Fはその後、S市の乳がん率検診向上に向けた啓発活動を開始し、さらに、本格的な活動のために特定非営利活動法人を立ち上げるのである。

## 第7章 「生き抜く」世界を拓く

この章は本博士論文での最終章として、言うまでもなく本論文での主題である「生き抜く」ことについて記述したいと思う。本論文の主たる特徴は、インタビュー調査をもとにして、つまりその「語り」を抽出して、さらに文章を断片化することにある。がん患者当事者それぞれの事例を「語り」に集約されることで、がんと向き合う生活が浮き彫りにされるのである。この章においても、事例は「語り」として断片化されながら、論旨を進める役割をするのである。そこで生き抜くことに深く関わる事例としてまず三事例を示すことにしたい。

### Gの事例 67歳男性 食道がん

死の淵に立った時に、自分の毎日の命が否応なしにカミソリでスパッスパッと削られていくような感じだった。がんになった者しかわからない。

### Fの事例 (第6章前掲)

一番最初に見つかった病院から電話がかかってきて、乳がん見つかりました。えっ！ということで、どうしますかって言われて、二つも。とにかく考えられないっていうかそうですね。何から手をつけていいかわかんないって言う状態でしたね。

### Hの事例 44歳女性 乳がん

病院に行って症状を言ったあと、これはがん、乳がんですって言われて、病名を言われたのがショックで、ボロボロ泣いてしまいました。車の中で1人でした。

がんの告知に際して、三事例のそれぞれが「がん=死」のイメージで反応している、ここには「死」を不可避として受け止めようとする意識がうかがえる。柳田邦男は次のようにその心情を説明する。

今と言う瞬間の生を濃密に意識させ、また必死になる。その緊迫が病を知らぬ日常の何倍にも感性を鋭敏にするのだ。

だから、これまでの日常では見えなかつたことまでもが、鮮やかな色彩で迫ってくる。音、匂い、土を踏んだ足裏の感触、生きている実感を確認する。小さな花、草にも声をかける。水たまりもキラキラと綺麗に見える。感じた自分が嬉しい、生きていることへの感謝。

私の中で眠っていた「自分(Self)」が起き上がっててくる。「Self-Help (セルフヘルプ)」とは自分を抱きしめることに他ならないのである。ここに生じていることが「自己転回」である。別の表現ではこうも言える。振り顧みた時、今の自分がいるということは、過去の自分がいて、そこを紡いできたからである。それは過去の自分が必要だったということである。これが回顧ということであろう。

私はここで「自己転回」と表現した。その「転回」はフランクルの名著『夜と霧』の一説に学んだものである。本論文の主人公は、がん患者当事者である。当事者はがんと向き合いながら自分の人生に何かを期待するだろうか。そうではない。人生に期待するのではなく私である当事者が人生に答えを出すことなのである。その核心的な箇所を下記に引用しながらこの章を閉じることにしたい。

人生と言うのは結局人生の意味の問題に正しく答えること、人生が各人に課せる使命を果たすこと、日々の務めを行うことに対する責任を担うことに他ならない。

コペルニクス的転回は、人生の意味、使命を果たすのが各人、我々なのだ、ということに他ならない。

### 審査結果の要旨

#### (論文の主題)

本論文では、「がん患者当事者」を主人公として、その日常生活を中心に患者としての情動・意識・活動などを追跡している。その目的は「がん」に罹患することがどれほどの過酷な重みであり、社会的支援が不足し、さらに「孤立化」と生活困窮への危惧が主題化されるである。

こうした「がん患者当事者」における日常生活の実態を、個々の「当事者」へのインタビュー調査によって明らかにすることで、社会的支援の不足が浮き彫りにされる。と同時に、

「がん」という病において治療が不可欠となる。つまり、「がん」の治療と仕事・就労の両立が余儀なくされるのである。2021年の「国立がん研究センター」の調べによれば、診断時に仕事についている人の割合は、44.2%であるという。つまり、がん「告知」時に、収入のある仕事についている人が、診断を受けた人の半数に近いのである。

本論文で明らかにしたい点は、主目的および間接的目的一としては、インタビュー調査の目的を含めて、以下の通りである。

- ① 「がん」患者における、手術を含む高額医療費負担について
- ② 治療と仕事（あるいは就労）との両立について
- ③ 年齢や母子家庭等の生活状況に応じる社会的支援について
- ④ 「がん」予防および早期発見の必要性について
- ⑤ 「がん」に関する、あるいは患者に関する相談窓口について

#### (論文の概要)

本論文は、序から開始されて第7章までの議論、および参考文献から構成されている。  
それぞれの章別に、議論の内容をおよび行論を要約して示したい。

第1章：この章では5つの書籍を取り上げ、特に本論文と関係する概念・論述とに関係させながら、基本内容を略述する。

1. VE. フランクル『それでも人生にイエスと言う』 フランクルの名著『夜と霧』と同趣旨に基づく。人生の「肯定」がその著の基調低音として奏でられる。
2. 樋野興夫『がん哲学のレッスン』 樋野はがん患者との様々な「相談」「対話」に応じている。彼が「がん」をいったん横に置く、という「対話」の趣旨を紹介する。
3. 柳田邦男『死の医学』への序章』 およそ30年前の著書でありながら、なお今日に意義あるのは、「死」をタブーな世界から引き出して、だれもが自然な気持ちで話し合えるようにする、のことである。
4. 中江兆民『一年有半・続一年有半』 希有な表題であるが、兆民の喉頭がんによる余命指す。その余命の間を駆け抜ける兆民の、いわば死地への旅日記である。
5. やまだようこ『質的心理学講座2 人生と病いの語り』「ナラティヴ」つまり「語り」を正面から論じる、諸学問の総合的著書である。その人間科学は、集合体、あるいはグループ内での諸個人を対象とするのである。

## 第2章：がん患者当事者を支える法制度と現状の課題

とくにこの章では、がん対策基本法（2007年）、およびがん対策推進基本計画（2018年）が議論の対象である。「がん」は国民の疾病における最大の死亡原因、死因での半数は「がん」の病である、という認識が非常に重要と思われる。

つまり、「国民病」である「がん」に対する予防・対策、および早期発見に関わる法制度等に関わる認識が重要であるが、特に本論文での議論の特徴は、当事者である国民という視点からの議論が重要である。

## 第3章：本博士論文のテーマと方法

本博士論文では、上掲「論文の主題」で示したように、がん患者当事者におけるがん罹患後の症状の追跡とともに、当事者としての社会活動に注目しながら、病いと社会活動との「両立」の可能性を追求する。このがん患者における「両立」は、人生を患者としての治療・手術に限定せずに、社会的生活の享受という等しく認められるべき権利の行使である、と思われる。こうした「両立」論は、本論文における基本的な特徴の一つである。

### 調査の目的と方法

本論文では、がん患者当事者のインタビューを中心して議論を展開するが、その「語り」の聴取と採録においては、当然にも研究倫理を必要とする。すでに、学園大学の「研究倫理」の承認を得ている。

また、「調査協力者」の属性に関しては、本論文の別紙にて開示している。

さらに、本論文の特徴の一つである「テキストマイニング」の活用による、インタビュー調査で得られたデータの分析・図形化によって、「質的解析」を試みている。

## 第4章：「語り」に探る受容過程

「受容過程」における「受容（reception）」は、受けいれることであるが、このことを表題に掲げる反面には、受容の困難さが付きまとうからである。と同時に指摘しなければならない。「受容」は一瞬間ではなく多少の日時を、さらに繰り返しを伴うと言われる一過程を示している。したがって、それは正確には「受容過程」と称すべきであろう。

## 第5章：AYA世代の生活の現状と課題

「AYA」とは、Adolescent and Young Adult の略称であるが、日常的には使用していない。通常、15歳から29歳前後までの思春期・若年成人を総称している。若い人で

のがん罹患には、他の世代に較べて社会的・経済的な支援の乏しさが特徴的である。特にこの世代ではがんと仕事・就労との両立が重要な課題となる。本章の事例としては、26歳で幼児を育てる女性を挙げているが、ここでは子育てと医療との両立に苦しむ姿を長期に密着して、丁寧に言葉に起こしている。

## 第6章：がん患者当事者の社会活動

がん患者の日常は、一般的には、仕事控えめで抗がん剤治療に専念しているようである。この章での当事者はがん患者であることに、疑念を差し挟むような活動ぶりである。

1. 島根県での男性がんサロンリーダーである E は、2006 年に患者・医療現場・行政との連携を実現して「3位1体」と表現し、さらにその連携を「12位一体」まで拡大することで、がん患者支援ネットワーク推進の立役者となる。
2. 長崎県での自営業である女性 F は、肺がん・乳がん・盲腸。胆石の4回の手術を1年間に経験する。一冊の雑誌での「患者同士での励み」に出会い、「私も前むきに」と、NPO 法人を立ち上げて「乳がん検診率アップ」の活動などを開始する。その特徴は、医療との連携による乳がんの予防と患者支援である。

## 第7章：「生き抜く」世界を拓く

この章での課題は、がんの病いの過程での「苦痛」「昏迷」「混沌」などの用語で表現される情動を突き抜けて、「自己」が蘇ることを描くことにある。それを筆者は「自己転回」と名付けている。その「生き抜く」ことの具体的な表現が、「語り」で示されている、それぞれの社会活動である。

### (論文の評価)

本論文は、「序」から始まり全7章、さらに参考文献を含む全119頁の大著である。ここでは、本論文における叙述・構想上の特徴点を以下5点に分けて、評価を試みるつもりである。

- ① がん患者当事者の研究に関して、本論文では個々の当事者へのインタビュー調査を基に構成している。なお、インタビュー調査協力者は11名である。
- ② 本論文構成の基本的な特徴点は、したがって、当事者の「語り」を適宜配置しながら論点を解明する点にある。
- ③ 本論文は、その患者当事者に関する叙述の基調を「質的」(ナラティブ)分析に置き、それぞれの生活上の課題、とくにがんという病いと仕事との両立を課題として取り

挙げている。

- ④ さらに、本論文では質的な分析を補完するために、量的な「テキストマイニング」手法を導入している。つまり、「がん患者」の特性を社会的なメッセージとして発信するために、それぞれの当事者ごとに「共起ネットワーク」と「感情推移（アップ・ダウン図形化）」を作成して表示している。

学位論文審査委員

主査	熊本学園大学教授	豊田 謙二
副査	熊本学園大学教授	宮北 隆志
副査	熊本学園大学教授	松本 勝明
副査	熊本大学病院緩和ケアセンター特任教授	吉武 淳

博士学位論文

内容の要旨および審査結果の要旨

第 21 号

令和 3 年 6 月 1 日 発行

発行 熊本学園大学

編集 熊本学園大学大学院事務室  
〒862-8680

熊本市中央区大江 2 丁目 5 番 1 号  
電話番号 096 (364) 5161

